

使命

国民が安全・安心に暮らし、社会・経済の持続的発展により、誰もが元気になる社会

課題

- 訪日・在留外国人の増加に伴い、社会生活の様々な場面で課題が顕在化
- ネット上など、外国人に対する様々な情報による国民の不安や不公平感の高まりの解消が必要
- 治安や安全保障に対する懸念の解消が必要

達成目標

- 急速な国際化を踏まえ、外国人を含めたるべき秩序・ルールを確立する
- 日本社会・経済の更なる成長・発展の礎とする

① 国民の不安や不公平感に正面から応える

- 法やルールに反する行為には厳正・厳格に対処
- ルール・制度を社会変化に合わせて徹底的に見直す

提言のポイント

- ✓ 不法滞在者ゼロを目指す
 - JESTA(電子渡航認証制度)の早期導入(R10)等、出入国在留DXを推進
 - 不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6ヶ月以内・護送官付き国費送還を速やかに倍増・
退去強制が確定した外国人(R6末約3,100人)を半減）
- ✓ 不法就労対策の強力な推進等
 - 偽変造在留カード対策や不法就労を助長する者の取締りを強化
 - 雇用主による在留カードの確認や雇用状況届出義務の履行を徹底
- ✓ 在留資格等の悪用を徹底して防ぐ
 - 「経営・管理」について、実態調査と厳正な審査による悪質事業者の一掃
 - 「技術・人文知識・国際業務」について、予定されていない業務への従事に関する審査・調査を厳格化
 - 「留学」について、資格外活動許可の厳正な対処
• 「永住者」及び「帰化」の審査を厳格化
- ✓ 在留カードとマイナンバーカードの原則一体化の推進
(帰化も原則10年以上の在留に厳格化)
- ✓ 制度の徹底的な見直しにより、不適切利用を根絶
 - 入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等情報連携(R9.3～)
 - 医療費未払情報報告システムの登録基準額引き下げ(20万→1万以上、R8)・対象の中長期在留者への拡大(R9)
 - 悪質な民泊事業者への厳正な処分・規制の手法、複数に分かれている民泊制度の差異への対応を検討
 - 公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討
 - 入管庁から自治体にプッシュ型で被仮放免者情報を提供(R8)
 - 外免切替や免許証更新時の厳格な運用の徹底

対応方針

② 国民の安全保障上の懸念を払拭する

- **徹底した実態把握と、安全保障上の懸念を生じさせない仕組みを確立**

提言のポイント

- ✓ 安全保障の観点から、外国人の土地取得等の新たな法的ルールの具体案の整備
- ✓ 国境離島と同様に無主の離島の国有化を検討
- ✓ 国籍を含むマンション等の取引実態の調査・分析も踏まえ、改めて、取得規制を検討
- ✓ 国籍情報を含む、各種土地関連台帳情報の一元的データベース化と適切な公開
- ✓ マネロン・テロ対策と並び、土地等の実質的所有者を把握する仕組みの検討
- ✓ 自治体条例整備の支援と、地下水採取の実態把握と管理(国籍、採取量等)の枠組みの整備

③ 誰もが安全・安心に生活・活躍できる社会を創る

- **わが国社会の一員として、日本の文化・ルールを理解し活動できる環境整備**

提言のポイント

- ✓ 省庁横断的に、日本語やわが国の制度・ルール等を学習する包括的なプログラムを創設
 - ・プログラムを受講し、その内容を理解していることを在留審査に活用
- ✓ 来日前・来日後といったステージ、就労者・生活者・子ども等対象に応じた日本語教育を一層強化・拡充
 - ・地域の日本語教育体制整備への財政支援拡充 (R8)
 - ・外国人児童急増地域への対応・プレスクールなど支援の抜本強化 (R9)
 - ・ICTの活用を含む学校での指導内容や地域日本語教育に関するガイドライン作成
 - ・ニーズが増大する登録日本語教員の確保・待遇改善、認定日本語教育機関の活用
- ✓ 受入れ環境整備に取り組む自治体支援を一層充実し、国と自治体が連携して課題に取り組む

- ✓ 政府としての総合的な基本方針や司令塔機能の更なる強化を検討
- ✓ 政府は、提言を踏まえ、実効性ある政策を速やかに遂行すべき

外国人政策本部提言

—国民が安全・安心に暮らし、
社会・経済の持続的発展により、
誰もが元気になる社会の実現に向けて—

令和8年1月20日
自由民主党
外国人政策本部

目次

基本的考え方	1
第1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて	2
【対応方針】	2
1. 出入国管理DXの推進を含む出入国管理の一層の適正化	2
2. 在留管理の一層の適正化	3
ア マイナンバーを活用した関係機関による情報連携の更なる促進を含む在留 管理DXの推進等	3
イ 在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化	4
(2)在留資格等について	5
ア 特定技能制度及び育成就労制度による適正な受入れ	5
イ 在留資格「経営・管理」に係る適正化	6
ウ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る適正化	6
エ 在留資格「留学」に係る適正化	7
オ 在留資格「永住者」の在り方の検討	8
カ 帰化の厳格化の検討	9
キ その他の在留資格の在り方等	9
3. 不法滞在者の厳格な取締り等による安全の確保	10
(1)不法滞在者ゼロプランの強力な推進等	10
(2)不法就労対策の強力な推進等	12
ア 偽変造在留カード対策や不法就労を助長する者の取締りの強化等	12
イ 外国人雇用状況届出制度の運用改善	13
(3)外国人犯罪への対応	14
(4)被収容者等の情報共有	15
(5)外免切替の厳格な運用等	15
4. 秩序ある地域社会の実現に向けた受入れ環境整備	16
5. 外国人政策の推進のための基盤整備	18
(1)在留許可手数料の見直し等	18
(2)査証手数料の見直し	18
6. 外国人の受入れの基本的な在り方の検討	19
第2 外国人制度の適正化等について	20
【対応方針】	20
1. 日本語習得・学生・教育関係	20
(1)各ステージと対象者における日本語習得について	20
ア 来日前の日本語教育	20

イ 大人(就労者)に対する日本語教育	21
ウ 大人(生活者)に対する日本語教育	21
エ こどもに対する日本語教育	23
オ 日本語教師の養成・社会的地位の向上	24
(2)外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化.....	25
(3)外国人学校に対する支援に係る運用の適正化.....	25
(4)就学援助制度の運用の見直し・適正化	26
2. 外国人の税・社会保障・医療関係	26
(1)外国人の税・社会保険料等の情報共有・連携	26
(2)国民健康保険料の収納対策・保険適用の在り方等の検討.....	27
(3)医療費不払への対応	28
(4)児童手当の適正化	28
(5)出産育児一時金(海外療養費)への対応	29
(6)脱退一時金と社会保障協定	29
(7)生活保護制度の運用の適正化	30
(8)感染症予防と健康診断	31
(9)土葬に関する整理・検討	31
(10)租税条約の見直し	32
3. その他	32
(1)公営住宅・UR賃貸住宅等への外国人の入居	32
(2)民泊・オーバーツーリズムへの対応	33
ア 民泊(住宅宿泊事業・特区民泊・簡易宿所)	33
イ オーバーツーリズム	34
第3 安全保障と土地法制について	35
【対応方針】.....	35
1. 土地所有等情報の透明性向上	35
2. 土地所有等情報の公開性確保	37
3. マンションの取引実態の把握	37
4. 地下水採取に関する実態把握	38
5. 外国人の土地取得等のルールの在り方等	39
ア 総合的推進法の必要性	41
イ 外国人によるマンション・戸建住宅購入による地域社会への影響	42
第4 おわりに～秩序ある地域社会の実現に向けて～	43
開催概要	47

基本的考え方

- 外国人政策は、日本の秩序ある地域社会を維持発展させていくうえで基本となる国家的課題である。そして、外国人政策の在り方は、日本社会・経済の更なる成長・発展の礎でもある。
- 訪日外国人旅行者数は令和6年に約3,700万人、令和7年では約4,000万人、在留外国人数は令和7年6月末時点で約400万人となっており、いずれもこれまでで最高に達している。このような急速な国際化を踏まえ、わが国の法律や制度が現実に十分対応できるよう迅速に整備する必要がある。同時に、国民の不公平感を招かないこと、地域社会の安全・安心を確保すること、更に安全保障上の懸念が生じないようにすることも重要である。
- これらの課題に対処するべく、昨年5月、「外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会」が設置され、同年6月には、「国民の安心と安全のための外国人政策 第一次提言」が取りまとめられ、政府においても、この提言をしっかりと受け止め、外国人政策の見直しが進められることになった。
- こうした中で、当本部は、外国人政策の見直しを総合的かつ横断的に、さらに強力に推進するため、同年11月に総裁直属の機関として設置された。当本部では、集中的かつ深堀した議論を行うため、テーマごとに「出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れに関するPT」、「外国人制度の適正化等に関するPT」、「安全保障と土地法制に関するPT」の3つのPTを設け、以下の三点を共通の考え方とし、精力的に議論を行った。

- 第一 各省庁に分かれている外国人関係制度に横串を刺し、省庁間が連携して運用できるよう改めること。
- 第二 国と自治体間の情報共有と連携を強化し、各自治体での運用が標準的になるよう整えること。
- 第三 外国人政策全般にわたりデジタル化を進め、効率的・合理的運用がなされるよう「外国人政策DX」を徹底すること。

- そして、各PTからの報告を受け、外国人政策本部においても議論を重ね、今般、本提言の取りまとめに至ったものである。
- 本提言の取りまとめに当たっては、可能な限り全ての論点を議論の俎上に載せることを心掛け、短期・中期的に実行すべきものを提言するのみならず、短期的には解決策を見出しがたい論点であっても、今後の課題として提示した。これらを踏まえて、以下「実施中」のもの、「速やかに実施すべき」もの、「今後の課題」として検討すべきものを指摘して提言する。

第1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

【対応方針】

- 外国人の出入国・在留管理は、外国人政策の根幹をなすものであるが、わが国の出入国・在留管理制度については、各種手続を迅速に行う観点や在留資格等の本来の制度趣旨に沿った運用の観点等から外国人の増加に適切に対応できていない場面も生じているため、政府においては、様々な課題を適切に把握した上で、時代の変化に即した適正化を進めていく必要がある。
- 特に、出入国・在留管理は、入管庁を中心となって行っているものの、関係省庁や外国人が生活する場である自治体の役割も大きいことから、省庁間の連携、自治体との連携を強く意識、強化しながら、制度の適正化等を進めていく必要がある。

1. 出入国管理DXの推進を含む出入国管理の一層の適正化

i 現状と問題点

- ・「2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人」との従来からの政府目標を前提とすると、今後、更なる厳格な審査の手法を導入しなければ、約7万1,000人（令和7年7月1日時点）となっている不法残留者数が更に増加するとの懸念がある。
- ・上陸時審査の待ち時間が長期化するおそれがある。
- ・誤用・濫用的な申請により現状も約2年を要している難民認定手続の平均処理期間が更に長期化する懸念がある。
- ・こうした課題・懸念に対応するために、来日外国人の情報の電子的な一元管理、分析を進める必要がある。

ii 実施中

- ・入国前の事前チェックを可能とする電子渡航認証制度(JESTA)に係る制度設計やシステム要件定義等を行うとともに、税関・入管手続に必要な情報を電子的に提供させる共同キオスク(入国・帰国する者が自分で操作する自立式の情報端末)や円滑な帰国のためのウォークスルーゲートを導入した。
- ・退去強制が確定した外国人が多い国に対し、入管庁と外務省が協力して、不法滞在者の発生防止の取組を求めるなどの働きかけを実施している。

iii 速やかに実施すべき

- ・JESTAについて、わが党からも早期導入を要請した結果、政府においても当初令和12年までに導入予定であったものを前倒した経緯を踏まえ、導入・運用開始に向けたシステム開発を速やかに行い、令和10年度中にJESTAを着実に導入すべきである。

iv 今後の課題

- ・JESTA導入により、事前チェックを通じた厳格な審査と入国審査待ち時間の大削減を着実に実現すべきである。
- ・JESTAの導入後には、短期滞在者の入国から出国までの情報を一元的に管理するとともに、後述する中長期在留者に係る情報管理のDXと併せて、これらの情

報を、不法滞在者の迅速かつ的確な把握等に活用し、適正な管理を図るべきである。

- ・さらに、今後、短期滞在者を対象とするJESTAの導入に加え、難民等認定申請に係る各種申請書類等の電子化など、難民等認定手続のDXを進め審査手続の迅速化・効率化を速やかに実施すべきである。

2. 在留管理の一層の適正化

(1) 在留管理の在り方等について

ア マイナンバーを活用した関係機関による情報連携の更なる促進を含む在留管理DXの推進等

i 現状と問題点

- ・入管庁や各行政機関が保有する在留外国人に関する情報に関しては、相互の情報連携が十分でなく、制度の不適正利用につながっているとの指摘がある。
- ・各行政機関が保有する情報の連携が電子化されず、適切に在留審査に活用できておらず、不法就労や偽装滞在が生じている疑いがあり、適正な在留管理を実現していく観点からも課題となっている。

ii 実施中

- ・行政が持つデータの活用・連携を迅速にするための情報提供ネットワークシステムに公共サービスメッシュ(マイナンバーによる情報連携のために各機関に必要な機能をデジタル庁が共通的に提供するもの)を用いて接続することを通じた、マイナンバーによる情報連携の運用開始に向け、システムの整備等の準備を進めている。
- ・前記マイナンバーによる情報連携の対象となる情報を適正化する観点から、外国人情報の情報共有・連携の必要性に係る悉皆調査を実施(令和7年12月)。

iii 速やかに実施すべき

- ・公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる次の情報連携を円滑に開始すべきである(令和9年3月)。その上で、同連携により把握した情報を活用して、更なる厳正な審査を実施すべきである。

【他機関から入管庁】

- 国民健康保険料、国民年金保険料の納付情報
- 地方税の課税情報
- 医療保険被保険者等資格情報

【入管庁から他機関】

- 健康保険(健康保険組合・協会けんぽ)に関して、国籍、在留資格情報等の提供
- 児童手当に関して、出入国関連情報等の提供

iv 今後の課題

- ・入管庁が公共サービスメッシュを活用することにより、次のマイナンバーによる情報連携を検討し、更なる審査の適正化や制度の適正利用を目指すべきである。
 - 地方税の納税情報の関係機関から入管庁への提供
 - 生活保護等に関して入管庁から関係機関への国籍、在留資格情報等の提供
- ・上記のほか、令和7年12月実施の悉皆調査結果を踏まえ、公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる情報連携又はそれ以外の方法による連携のいずれかが適切であるかを検証のうえ、入管庁と他機関との間での更なる情報共有・連携を検討すべきである。
- ・今後、デジタル技術による申請受理を通じた審査業務の効率化などの在留管理の高度化や、デジタル化された情報の分析による在留活動の効果的な把握、JESTA対象者への日本滞在に有用な情報発信について検討すべきである。

i 在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化

i 現状と問題点

- ・在留外国人数は令和7年6月末時点で約400万人となっており、過去最高に達しているところ、マイナンバーカードの保有率は約6割にとどまっており、行政運営の効率化や、在留管理への活用が十分に図れていない。
- ・また、在留カード等に関して、在留外国人の煩雑な手続を解消し、利便性の向上を図るべきとの指摘がある。
- ・こうした課題・指摘に対応するため、マイナンバーカードの保有を推進する必要があるとの指摘がある。

ii 実施中

- ・在留カード等とマイナンバーカードの双方の機能を有する特定在留カード等(在留カード等とマイナンバーカードを一体化したもの)の運用開始に向け、システムの整備等の準備を進めている。

iii 速やかに実施すべき

- ・令和8年6月に予定している特定在留カード等の運用を着実に開始すべきである。
- ・特定在留カード等の普及促進に向けた積極的な施策を行うべきである。

iv 今後の課題

- ・特定在留カードの運用状況や在留管理等のDXの推進状況を踏まえ、全ての在留外国人が原則として特定在留カード等を取得するための方策を検討すべきである。
- ・その際、受入れ機関(所属機関、学校等)の責務において受け入れた外国人にマイナンバーカードを取得させる取組について検討すべきである。
- ・また、「日本人の配偶者等」など受入れ機関に属さない在留資格をもって在留する外国人についても、同様にマイナンバーカードを取得するための取組について検討すべきである。

(2) 在留資格等について

各在留資格について、許可数の動向等のほか、外国人の在留実態について的確に把握した上で各施策を検討する必要がある。

ア 特定技能制度及び育成労制度による適正な受入れ

i 現状と問題点

- ・特定技能制度及び育成労制度の分野別運用方針の策定に当たっては、省人化を含む生産性向上及び国内人材確保の取組が前提であることを念頭に置き、これらについて厳密に精査し、両制度における受入れ対象分野や受入れ見込数を適切に設定する必要がある。
- ・また、育成労制度における転籍制限期間等についても、人材育成・人材確保や地方配慮の観点を踏まえ、適切に設定する必要がある。
- ・特定技能制度における特定技能評価試験等の合格証明書の偽変造が疑われる事案が発生している。

ii 実施中

- ・特定技能制度及び育成労制度における受入れ対象分野や受入れ見込数、育成労制度における転籍制限期間等を定める分野別運用方針について検討している。
- ・関係省令を踏まえた運用要領の整備や令和8年度から開始する監理支援機関、育成労計画に係る施行日前申請に向けた準備をしている。

iii 速やかに実施すべき

- ・上記 i に記載した観点を十分踏まえた上で、特定技能制度及び育成労制度の分野別運用方針を速やかに策定すべきである。
- ・育成労制度の関係省令や運用要領等の周知・広報を徹底するなどして、令和8年度からの施行日前申請、令和9年度からの施行に向けて円滑に運用開始できるよう必要な準備を着実に進めるべきである。
- ・特定技能評価試験等の合格証明書の偽変造防止のための措置を講じるべきである。

iv 今後の課題

- ・育成労制度の運用開始に向け、施行日前申請に適切に対応できるよう、着実に準備を進めるとともに、外国人育成労機構において、育成労外国人等の支援・保護業務や相談援助業務を適切に行える体制を確保する必要がある。
- ・育成労制度の運用に当たり、人手不足の地域で人材確保が適切に行われ、地域経済の活性化等に資するよう、地方の受入れ機関に対する配慮施策を着実に実施すべきである。
- ・特定技能制度及び育成労制度の受入れ対象分野における更なる生産性向上による省人化の取組や国内人材確保の取組を強化すべきである。
- ・外国人の受入れ状況や転籍状況等を継続的かつ的確に把握した上で、受入れの停止や受入れ見込数の再設定等の対応を不斷に検討すべきである。

イ 在留資格「経営・管理」に係る適正化

i 現状と問題点

- ・在留資格「経営・管理」の改正許可基準は令和7年10月16日に施行されているが、施行日以前から在留している者について事業実態に疑いがあるとの懸念の声がある。
- ・そのため、事業実態を明らかにして、事業実態のない案件については在留許可申請等を不許可とするなど在留資格・在留管理の適正化を進める必要があるが、事業実態の把握を目的とした実態調査が十分にできていないとの指摘がある。

ii 実施中

- ・改正許可基準の施行前に行われた申請に対しては、現在、可能な限り実態調査を行うなどして厳正な審査を実施している(各種民泊の不適切な事業者に対するものも含む)。
- ・また、施行後に行われた申請については改正後の許可基準に基づき適正な審査を行っている。
- ・その上で、申請件数、処分件数、実態調査の実施状況等について、運用状況のフォローアップを行っている。

iii 速やかに実施すべき

- ・特に同一ビルに小規模な事務所が集中しているケース等については、その事業実態に疑いが持たれることから、そのような事案に対しては、実態調査等を行うことで厳正な審査を実施し、事業実態のない案件については、在留期間更新許可申請を不許可処分としていくべきである。

iv 今後の課題

- ・今後、実態調査や公租公課の履行状況等を踏まえて在留中の者の事業実態の把握に努め、事業の実態がない事案を確実に排除するための更なる対応策について検討すべきである。【民泊に係る対応についてはP33に記載】
- ・加えて、関係機関との情報連携を強化しながら実態の把握に努めることとし、国税の納税状況等に関する情報連携の拡充等を検討すべきである。
- ・また、許可基準の改正後の運用状況も踏まえ、在留資格「経営・管理」に係る更なる改善方策(不適正な申請取次ぎを行う者への厳格な対応及び適正に申請取次ぎを行う者の活用等)について検討すべきである。

ウ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る適正化

i 現状と問題点

- ・近年、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留者数は、平成26年末時点ですべて約12万3,000人から、令和7年6月末時点では約45万8,000人と大幅に増加している。
- ・具体的活動内容の実態把握について、特に派遣による就労の場合には十分に把握できおらず、本来予定されていない業務に従事している場合があるとの指摘があり、実際にそした事案に当局が対応している。

- ・認められた活動内容に該当しない業務に従事するなど、受け入れた外国人が資格該当性のない業務に従事する事案への対策が必要となっている。
- ・加えて、こうした資格該当性のない業務に従事している者でも、一定の在留年数など要件を満たせば、永住許可を受けているのではないかとの懸念もある。

ii 実施中

- ・在留諸申請のうち、活動の実態に疑義がある案件については、審査を担当する地方出入国在留管理局の職員が勤務先に調査に赴くなどの実態調査を行った上で慎重な審査を行い、不適切な就労の防止を図っている。

iii 速やかに実施すべき

- ・資格該当性のない業務に従事させている疑いのある受入れ機関や派遣先における活動状況を調査し、審査の厳格な運用を行うとともに許可の在り方を検討すべきである。
- ・受入れ機関が外国人を資格該当性のない業務に従事させないようにするために、例えば、派遣による就労を行う場合は、派遣先において専門的な業務に従事させることを派遣元に受入れ時に誓約させるなどの運用上の措置を講じるべきである。

iv 今後の課題

- ・今後、外国人の適正な受入れを図るため、「技術・人文知識・国際業務」で受け入れた外国人の活動の実態を踏まえながら、受入れ機関の責任の在り方を含め、受入れ機関において専門的な業務に従事することを確保するための方策を検討すべきである。

エ 在留資格「留学」に係る適正化

i 現状と問題点

- ・近年、在留資格「留学」の在留外国人数は、平成26年末時点では約21万5,000人から、令和7年6月末時点では約43万5,000人と大幅に増加しているところ、就労など目的外の活動を行う者も認められるため、一層適正な在留管理を図ることが重要であるとの指摘がある。
- ・また、週28時間を超えるアルバイトを行うなどの資格外活動違反も生じている。

ii 実施中

- ・文部科学省と入管庁が連携した在籍管理の徹底や日本語教育機関認定制度に基づく日本語教育機関の適正化を図っている。また、資格外活動許可を受けた留学生について、外国人雇用状況届出を活用した資格外活動違反の調査を行っている。

iii 速やかに実施すべき

- ・外国人雇用状況届出を活用し、複数の稼働先で資格外活動を行っている留学生を特定するなどして、教育機関と連携した実態把握や指導を行うべきである。
- ・令和9年から開始予定のマイナンバーを活用した情報連携に合わせ、留学生の所得情報を活用することで、より的確かつ厳正な審査を実施する方向で、資格外活動違反者の調査に係る運用の詳細を検討すべきである。

iv 今後の課題

- ・今後、留学生の資格外活動許可の適切な運用を図るため、資格外活動の実態等を踏まえつつ、資格外活動許可及びその管理の在り方について検討すべきである。
- ・その際、日本語教育機関については、留学生が日本語を習得するという本来活動の目的が達成されるよう、例えば、日本語教育機関による在籍者の資格外活動の適切な把握及び指導の在り方について更に検討すべきである。

才 在留資格「永住者」の在り方の検討

i 現状と問題点

- ・増加傾向にある「永住者」(平成26年末時点の約67万7,000人から令和7年6月末時点では約93万2,000人に増加)については、在留期間の更新がなく、取消事由も限定的で、わが国社会との結びつきが、その他資格に比して格段に高まるにも関わらず、許可要件そのものが緩やかであると指摘がある。
- ・また、在留資格取消事由が限定的であり、許可後に許可要件を満たさなくなつた場合に取り消すことができないなどの指摘がある。

ii 実施中

- ・永住許可に関するガイドラインにおいて、許可要件である「日本国の利益に合すると認められること」について、公的義務を適正に履行していることを明記し、厳正に審査している。
- ・令和6年に入管法が改正され、上記許可要件を明確化している。
- ・上記法改正においては、公租公課の不払い、特定の刑罰法令違反等が永住者の在留資格取消事由として追加された。令和9年4月の施行に向け、ガイドラインの策定等運用について、作業を実施している。

iii 速やかに実施すべき

- ・「永住者」について、許可までの在留資格・在留年数などの状況を調査し、審査の厳格な運用を行うとともに許可の在り方を検討(特定技能から永住者に移行していく可能性を踏まえた検討を含む。)すべきである。
- ・永住者の在留資格取消しに関するガイドラインを適切に策定し、運用開始に向けた必要な準備を行うべきである。

iv 今後の課題

- ・今後、永住許可基準について、永住許可を行う趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件についての見直し、日本語やわが国の制度・ルール等を学習するプログラムを受講することを条件とすることを含めて検討すべきである。
- ・永住者の在留資格取消しの運用を踏まえつつ、取消事由の範囲の拡大を含め検討すべきである。

カ 帰化の厳格化の検討

i 現状と問題点

- ・永住許可のガイドライン上の本邦在留要件は原則 10 年以上である一方で、帰化の法律上の住所要件が 5 年以上とされており、帰化の要件のほうが文言上緩やかに見えるとの指摘がある。

ii 実施中

- ・帰化に関する最低限の条件を定める国籍法第 5 条の条件を満たす者について、帰化を許可するかは法務大臣の裁量であり、帰化の審査においては国籍法の定める帰化条件の充足の有無を中心としつつ、法務大臣の裁量による「日本社会に融和していること」について、個別の事案を踏まえ、厳正に審査している。

iii 速やかに実施すべき

- ・「日本社会に融和していること」の要件の審査において、原則として 10 年以上在留していることを必要とするなど、永住許可の審査との整合性も勘案しつつ、厳格化のための審査の在り方を検討すべきである。

キ その他の在留資格の在り方等

i 現状と問題点

- ・適正な在留管理のための在留資格の在り方の不断の検討や実態調査の充実が必要との指摘がある。
- ・また、技能実習生の失踪者数は、令和 6 年に約 6,500 人と近年減少（前年から約 3,200 人減少）しているが、いまだ多く、わが国の治安の悪化につながりかねないとの指摘がある。

ii 実施中

- ・在留資格に基づく活動の実態に疑義がある案件等の実態調査を強化している（引き続き必要な体制の整備を検討）。

iii 速やかに実施すべき

- ・資格該当性のない業務に従事することを防止するための方策を検討すべきである。
- ・適正な運用を図るための点検及び運用の改善をすべきである。
- ・本邦において犯罪行為を行った外国人に対する在留審査を厳格化すべきである。
- ・機密技術流出防止の重要性が高まっていることから、引き続き関係機関と緊密に連携し、留学生・外国人研究者等の受入れの審査強化等に取り組むべきである。

iv 今後の課題

- ・在留資格の本来の趣旨に沿った形で運用されるよう、在留資格や資格外活動の実態等を把握し、これを踏まえて、受入れ機関がある場合にはその責任の在り方を含めて、在留資格や資格外活動許可の在り方を更に検討すべきである。
- ・時代の変化を踏まえつつ、わが国にイノベーションをもたらす人材を受け入れるという制度本来の趣旨に沿った形で受入れが促進されるよう年収など高度人材ポイント制の基準等の在り方についても検討すべきである。

3. 不法滞在者の厳格な取締り等による安全の確保

(1) 不法滞在者ゼロプランの強力な推進等

i 現状と問題点

- ・ 法治国家である以上、公の秩序の維持の観点から、ルールを守る外国人を受け入れるのが基本であるが、ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている状況に対する対応が課題となっている。
- ・ この点、不法残留者数は約7万1,000人(令和7年7月1日時点)、退去強制が確定した外国人数は約3,100人(令和6年末時点)であり、適正な出入国在留管理のためには、これらの者の摘発・送還を着実に行う必要がある。
- ・ また、難民認定手続について平均処理期間が約2年と長期化しており、誤用・濫用的な難民認定申請に及ぼせないための措置や、そうした申請の抑制を含めた難民審査の迅速化も適正な出入国在留管理のためには必要である。

ii 実施中

【入国管理】

- ・ 関係省庁との情報連携を通じた厳格な入国管理による不法滞在者の発生抑止に取り組んでいる。
- ・ 退去強制が確定した外国人が多い国に対し、不法滞在者の発生防止の取組などに関する働き掛けを、先方政府ハイレベルへの申入れを行うなど強化している。これらを受けて、先方政府も自国民に対する不法滞在・不法就労に関する注意喚起を行っている。

【在留管理・難民審査】

- ・ 難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件(B案件)を類型化して、在留資格「特定活動」(難民認定等申請者用)を付与しない措置である在留制限を実施することで、以前よりも誤用・濫用的な難民認定申請が抑制されており、また、その処理も促進されている。

【出国・送還】

- ・ 令和5年改正入管法により、いわゆる送還停止効の例外として送還可能となつた者や重大犯罪者などを中心に、退去強制が確定した外国人について、早期送還を目指し、計画的かつ確実に護送官付き国費送還が実施され、送還数が増加(令和6年(1月～12月)は249件だったものが令和7年(1月～11月)は約300件に増加)している。
- ・ 特に、退去強制が確定した外国人が多い国との間では、外務省、入管庁、先方政府が定期的に協議する場を設け、不法滞在者の計画的かつ確実な送還に取り組んでいる。
- ・ 上記に加えて、出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度など、積極的な活用を促すことで自発的な帰国が促進される制度が整備されている。これらにより、以前よりも自発的に帰国する者が引き続き増えていくことも期待される。
- ・ 被仮放免者・被監理者の動静監視に注力することで、不法就労の抑止が図られ、さらに入管庁と警察が協力して被仮放免者・被監理者の不法就労及び雇用主の不法就労助長の積極的な摘発が実施されている。

iii 速やかに実施すべき

【入国管理】

- ・誤用・濫用的な難民認定申請に及ぼせないようにする観点からも、JESTAの令和10年度中の導入に向けたシステム開発を速やかに実施すべきである。
- ・入管庁において、航空会社と連携するなどして、空港から速やかに退去させるための手段を確保する等、わが国にとって好ましくない外国人の入国を阻止するための官民で連携した取組の強化の検討をすべきである。
- ・退去強制が確定した外国人が多い国への働き掛けについて、取組の効果等を踏まえた上で、一層厳格に対応すべきである。

【在留管理・難民審査】

- ・難民等認定申請の早期かつ迅速な処理体制を整備し、その体制強化に努めるべきである。

【出国・送還】

- ・速やかな送還実施のため、引き続き必要な体制を整備することが必要であり、その体制強化に努めるべきである。
- ・令和5年改正入管法の経過措置の適用を受ける旧法に基づく被仮放免者に關し、速やかに送還等を行うことで仮放免が長期化することを防ぐとともに、逃亡等を防止するための手段を備えた収容代替措置である監理措置への移行を積極的に推進すべきである。また、監理人や被監理者による入管法違反等の行為があった場合には、監理人の選定や監理措置決定の速やかな取消し等の厳格な対応をすべきである。
- ・自治体が抱える被仮放免者・被監理者に関する問題に入管庁が必要な対応をするため、入管庁の相談窓口を自治体に周知し、自治体からの相談を基に、被仮放免者・被監理者の条件違反等が疑われる場合は、必要な調査を行うなど、令和8年度中を目途に適切に対応すべきである。
- ・不法滞在者等に対する効果的・効率的な摘発等のための情報収集及びAI等を活用したデータ分析等の分析機能の強化を図るべきである。

iv 今後の課題

【在留管理・難民審査】

- ・難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件(B案件)についてはその類型化を実施するなどして、処理の迅速化に努めているところ、対象類型の更なる見直しなど、誤用・濫用的な難民認定申請に対する厳正な対応を強化・充実させる必要がある。
- ・難民認定申請の処理期間について、令和8年中に新規受理した申請を平均6か月以内に処理し、また、全体の平均処理期間についても5年以内に確実に6か月とする必要がある。
- ・さらに、AIなどデジタル技術の活用を含む難民等認定手続のDXを進めるなど、審査手続の迅速化・効率化を図るための体制を速やかに整備すべきである。

【出国・送還】

- ・送還を拒む者に対して厳格な姿勢を示すことが必要であり、そのための体制整備を行った上で、護送官付き国費送還を速やかに倍増することが必要である。

- ・必要な体制整備を行った上で、退去強制が確定した外国人を5年以内に確実に半減することが必要である。

【不法滞在者対策等】

- ・JESTA導入後、短期滞在者の入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等に活用する環境を整備した上で、効果的・効率的な不法滞在者の摘発を実現することで、不法滞在者の一層の縮減を図る必要がある。
- ・外国人に関する課題に関し、国及び自治体の関係機関が連携して、外国人を含む市民の相談等に迅速かつ効果的に対応する体制や、相談等を通じて得られた入管法違反事案その他の違法・不正事案に関する情報を基に、取締り等を行う体制を整備することも検討すべきである。
- ・不法滞在者対策については国が責任を持ち、制度の充実と体制を整備しつつ、実効性を持って対応に当たるべきである。また、入管庁と関係省庁が連携した不法滞在者対策に関する具体策の不断の見直しを行っていくべきである。

(2)不法就労対策の強力な推進等

ア 偽変造在留カード対策や不法就労を助長する者の取締りの強化等

i 現状と問題点

- ・令和6年中に退去強制手続等を執った外国人約1万9,000人のうち不法就労事実が認められた者が、約8割、1万4,000人いる。
- ・偽変造、失効在留カードを利用して、就労可能であるよう偽装して不法就労活動を行う事案も指摘されているところ(摘発の結果、約1万件の偽造在留カード等のデータが発見された事案などもある)であり、不法就労対策を強化する必要がある。

ii 実施中

- ・外国人を雇用する者等に対して、在留カード等読み取りアプリケーション及び在留カード等番号失効情報照会の利用を促進するための周知に努めている。

iii 速やかに実施すべき

- ・不法就労を防止するため、外国人を雇用する者が、在留資格の有無を把握するとともに、偽変造在留カード等であることを見抜くことができるよう、在留カード等読み取りアプリケーションと在留カード等番号失効情報照会を連動させる仕組みを構築し、偽変造在留カード対策を強化すべきである。
- ・不適正ヤードは外国人の不法就労の温床となっているとの指摘があることから、必要な情報共有を行うほか、関係法令の違反が認められる場合には、行政指導や営業停止命令等の行政処分を実施するとともに、悪質な法令違反が認められる場合には事業許可の取消等を検討するなど、関係機関間の連携を強化すべきである。
- ・不法就労助長者が刑事処分を受けなかった場合であっても退去強制手続を執るなど、不法就労者の雇用主に対し厳格に対応し、不法就労者を雇用することのリスクを高めることにより、不法就労者自体の減少に取り組むべきである。

iv 今後の課題

- ・外国人に関する課題に関し、国及び自治体の関係機関が連携して、外国人を含む市民の相談等に迅速かつ効果的に対応する体制や、相談等を通じて得られた入管法違反事案その他の違法・不正事案に関する情報を基に、取締り等を行う体制を整備することも検討すべきである。(再掲)

イ 外国人雇用状況届出制度の運用改善

i 現状と問題点

- ・不法就労を防止するためには、雇入れ時に外国人の就労可否について、雇用主が在留カード等により確認する必要があるが、在留カード等を偽変造する事案があり、カードを見るだけではこうした事案に対応できない。
- ・また、雇用主には外国人労働者の雇入れ時と離職時に、氏名・在留資格等を厚生労働大臣に届け出る義務が課されているところ(未届又は虚偽の届出に対しては30万円以下の罰金)、その届出の履行が徹底されておらず、不法就労を防止できないとの指摘がある。
- ・また、上記届出義務違反の摘発はごく僅かにとどまっている。
- ・雇用主の数が過去最多を更新している昨今の状況(平成26年10月末:約13万7,000所→令和6年10月末:約34万2,000所)や不法残留者数も高止まり(平成26年1月1日時点:約5万9,000人→令和7年7月1日時点:約7万1,000人)の状況、退去強制手続等を執った外国人のうち不法就労事実が認められた者が約8割を占めている状況を踏まえれば、こうした課題、指摘に対応するため、外国人雇用状況届出の確実な履行を確保する必要がある。

ii 実施中

- ・雇用主による在留カード等の偽変造等の確認を確実にすべく、上記届出時に在留カード等読取アプリケーションの使用の徹底を促す広報資料を作成し、周知している。

iii 速やかに実施すべき

- ・入管庁と厚労省の連携を強化し、雇用主に在留カード等読取アプリケーションの使用を徹底させるべきである。
- ・未届・虚偽届事案や、雇用主の対応が悪質な事案への摘発を含めた対応については、都道府県労働局及びハローワークは警察等関係機関との連携を強化して厳正に対処することを検討すべきである。

iv 今後の課題

- ・今後、令和9年開始予定のマイナンバーを活用した情報連携に係る在留管理DXの推進等と並行して、更に届出の在り方を検討すべきである。

(3)外国人犯罪への対応

治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会と連携し、必要な取組を提言する。

i 現状と問題点

- ・来日外国人犯罪は共犯事件の割合が高い。
- ・在留外国人数等が増加を続けていることを踏まえれば、警察において十分な通訳体制を確保する必要がある。
- ・訪日外国人旅行者や技能実習生、留学生等に対しては、官民が連携して日本の法令やマナー等を周知することが必要である。
- ・外国人による組織的窃盗等の違法行為が後を絶たないことから、その厳正な取締りを推進することなどが必要である。
- ・わが国における不法残留者数は、約7万1,000人(令和7年7月1日時点)に上り、不法滞在者と地域住民との間でのトラブルがみられること等から、政府が策定する「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づき、適切に対策を推進することが必要である。
- ・来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に行われる傾向があるように見受けられること等を踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に盛り込まれているSNSの不正利用への対策は、外国人犯罪の抑止・検挙にも資するものであることから、これらを着実に推進すべきである。

ii 実施中

- ・警察においては、部内通訳人の育成、部外通訳人の確保等を推進している。
- ・秩序ある地域社会の実現に向け、交通安全教室や防犯教室等を実施している。
- ・外国人による組織的窃盗等の違法行為については、国内関係機関が緊密に連携し、外国捜査機関等から協力も得ながら、厳正な取締りを推進している。
- ・入管当局との連携を強化し、不法滞在者の合同摘発を積極的に実施するなどの対策を推進している。
- ・「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に盛り込まれている、SNS事業者における捜査機関からの照会への対応の強化といった諸対策を推進している。

iii 速やかに実施すべき

- ・警察においては、部内通訳人の育成、部外通訳人の拡充に加え、警察庁の調整によって都道府県警察間における通訳人の情報共有・相互紹介の取組等、通訳体制の拡充に向けた取組を推進すべきである。
- ・訪日外国人旅行者に対し、関係行政機関や民間事業者が連携して、様々な機会を捉えて広報啓発活動を実施することにより、日本の法令やマナー等を周知すべきである。
- ・また、技能実習生や留学生等に対して、査証取得時、入国時等の広報啓発活動に加えて、監理団体や教育機関等からも日本の法令やマナー等に関する情報提供を行うよう働き掛ける。特に、技能実習生については、入国直後の入国後講習の機会を捉えて啓発活動を励行すべきである。

(4)被仮放免者等の情報共有

i 現状と問題点

- ・自治体の中には、自治体が被仮放免者及び被監理者(以下「被仮放免者等」という。)の情報を適切に把握できていないこともあり、自治体がこうした情報を適切に把握し、行政に活用することが必要であるとの指摘がある。
- ・自治体が抱える被仮放免者等に関する問題について、自治体から入管庁に相談を行う際の窓口が不明確である。

ii 実施中

- ・自治体が被仮放免者等の情報を適切に把握することができるよう、本人の同意があった場合、又は自治体から照会があった場合に情報提供を実施しているほか(平成24年6月～)、自治体に周知の上、入管庁から自治体に情報提供を実施している(令和7年3月～)。

iii 速やかに実施すべき

- ・被仮放免者等の情報については、入管庁と自治体との間で、より適切な情報共有を図るため、入管庁が把握する被仮放免者等の情報を自治体に対して令和8年度中にプッシュ型で提供すべきである。
- ・自治体が抱える被仮放免者等に関する問題に入管庁が必要な対応をするため、入管庁の相談窓口を自治体に周知し、自治体からの相談を基に、被仮放免者等の条件違反等が疑われる場合は、必要な調査を行うなど、適切に対応すべきである。

iv 今後の課題

- ・自治体に対してプッシュ型で提供した被仮放免者等の情報の利用実態等を踏まえ、共有方法や頻度など、更なる対応を検討すべきである。
- ・自治体が抱える被仮放免者等に関する問題の把握に努め、その実態等を踏まえて、国としての更なる対応を検討すべきである。

(5)外免切替の厳格な運用等

i 現状と問題点

- ・基本的な交通ルールを理解していない外免切替により免許を取得した外国人による交通事故が発生している。
- ・海外では免許取得時に一定の居住・在留が求められている中、日本では当該要件がなく、観光客等が免許を取得している。

ii 実施中

- ・道路交通法施行規則を改正し、免許取得時や免許証更新時の住所確認を厳格化した(令和7年10月1日施行)。
- ・外免切替手続における知識確認・技能確認を厳格化した(令和7年10月1日施行)。

iii 速やかに実施すべき

- ・交通違反・事故に関して、入管庁への被仮放免者等に係る条件違反等の情報提供について、警察庁と入管庁との協議を進め、速やかに運用を開始すべきである(令和7年度中を目途)。

iv 今後の課題

- ・被仮放免者等の在留資格のない者について免許証の更新ができない措置等を講じたところであり、引き続き、外免切替や免許証更新時の厳格な運用を徹底するとともに、在留外国人に関する免許制度についての海外調査や交通事故実態等を踏まえ、更なる外国人運転者による適正な運転の確保の方策を検討すべきである。

4. 秩序ある地域社会の実現に向けた受け入れ環境整備

i 現状と問題点

- ・国民の安全・安心を確保するためにも、外国人の受け入れに当たっての環境整備が不可欠となっている。
- ・この点、外国人の受け入れを巡っては、自治体における負担増加も指摘されており、こうした負担への対策や国と自治体との役割分担の検討も課題となっている。
- ・また、わが国に在留する外国人が、日本語を始め、日本の風土・文化を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが必要とされている。
- ・他方、外国人が日本語や日本の風土・文化、ルール・制度等を分かりやすく学習するための機会が限られている。また、当該機会に参加するためのインセンティブが欠如していることが問題点として挙げられる。

ii 実施中

- ・在留外国人に対して情報提供や相談対応を行う一元的相談窓口を設置・運営する自治体を、国が外国人受入環境整備交付金により財政支援している。
- ・自治体等が運営する外国人向けの相談窓口等の職員を対象に、生活上の困りごとを抱えた外国人を適切な支援につないで解決に導く役割等を担う外国人支援コーディネーターの育成・認証を実施している。
- ・日本での生活を考えている外国人や在留外国人がより円滑に日本で生活できるよう、日本の生活ルールや仕事、税金など、日本での生活に必要な情報やルールを盛り込んだ「生活オリエンテーション動画」を YouTube にて 17 言語で作成し、公表している。
- ・日本で暮らす上で知っておくべき社会制度や生活ルールを把握できる「外国人生活支援ポータルサイト」を多言語(109 言語に自動翻訳)で運営し、これらの情報を集約して発信している。
- ・令和6年度から、法務省職員が、入国前及び在留中の外国人を対象とした民間団体等が主催する「対話型オリエンテーション」に参画し、外国人の疑問等を聞いた上で、日本のルールや制度等について説明する双方向的な取組を試行的に行っている。
- ・自治体においては、総務省において策定した「地域における多文化共生推進プラン」(令和2年度改訂)を踏まえた計画等の策定及び施策の推進を図っている。

iii 速やかに実施すべき

- ・わが国のルールや文化等の周知・啓発を図るため、日本語教育についての情報提供を始めとする「生活オリエンテーション動画に誘導するための広報用動画」、「入国前後の行政手続等の周知動画」、「日常生活上必要な日本語の学習用動画」等を作成・公表すべきである。
- ・一元的相談窓口の相談員が、地域の団地や公民館等に出向き、「生活オリエンテーション動画」や「外国人生活支援ポータルサイト」を活用して、日本の制度や生活マナーをアウトリーチ型で情報発信する取組を試行的に実施すべきである。
- ・自治体の職員が、国が行っている受入れ環境整備のための施策に関する理解を深め、それらを利用して、地域における外国人受入れ環境の整備に関する取組を充実させることができるよう、上記 ii に記載した取組を含め、必要な情報を集約して自治体向けに提供すべきである。

iv 今後の課題

- ・受入環境整備に取り組む自治体への支援を一層充実させるべきであることから、試行的に実施するアウトリーチ型のオリエンテーションの取組の実施状況等も踏まえつつ、一元的相談窓口の機能強化の方策について検討し、国と自治体が連携して課題に取り組むべきである。
- ・自治体から国に相談できる体制を整備することを含め、国と自治体の連携を強化するとともに、外国人在留支援センター(FRESC)型の相談窓口の地方展開など相談窓口等の更なる体制整備を進めるべきである。
- ・外国人に関わる課題に関し、国及び自治体の関係機関が連携して、外国人を含む市民の相談等に迅速かつ効果的に対応する体制等を整備することも検討すべきである。
- ・わが国に在留する外国人が、日本語やわが国の制度・ルール等を学習するプログラムを創設すべきである。プログラムの創設に当たっては、来日前、来日後初期、中期、長期の各段階やライフステージ、出身国・地域に応じて必要な取組を調査・検討するとともに、各省庁が実施する各種取組を精査のうえ省庁横断的に実施すべきである。その上で、当該プログラムを受講の上、内容を理解していることを在留審査における考慮要素とすることについて、対象とする在留資格も含め、検討していくべきである。
その上で、日本語やわが国の制度・ルール等を学習する上記プログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据えた日本語教育環境整備についても検討していくべきである。
- ・外国人の受入れによって裨益する受入機関が、外国人本人、配偶者及び子供に対する日本語教育や、違法行為やルール逸脱の防止等について果たすべき役割を一層明確にする方策も検討すべきである。

5. 外国人政策の推進のための基盤整備

(1) 在留許可手数料の見直し等

上記の各種施策を推進するため、下記の手数料の見直し・引上げ等により財源確保を着実に行うとともに、出入国在留管理行政を担う職員の増員や地方出入国在留管理局の組織の拡充を含めた体制強化を行うべきである。

i 現状と問題点

- ・わが国の在留外国人数は年々増加しており、令和7年6月末時点の在留外国人数は、過去最高の約396万人を記録し、今後も更なる増加が見込まれている。
- ・こうした状況において外国人の適正かつ円滑な受入れや秩序ある地域社会の実現に向けた受入環境整備等に係る各種施策を強化・拡充することが不可欠である。
- ・このような各種政策を強化・拡充するに当たっては、それに要する経費の増大が想定されるところ、受益者負担の観点から、外国人に相応の負担を求めることが必要である。

ii 速やかに実施すべき

- ・入管法について所要の改正を行うなどした上で、令和8年度中に在留許可手数料を見直して引上げを実施し、外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充させるべきである。
- ・主要国の水準等を考慮してJESTAの手数料についても適切に設定すべきである。

(2) 査証手数料の見直し

i 現状と問題点

- ・日本及び諸外国の物価上昇、経済成長にもかかわらず、昭和53年以来、手数料が改定されていない。査証発給数はこの間大幅に増加しており、これに伴う著しい業務負担増に対応するためには、人員・システム等の体制整備が必要である。
- ・また、虚偽申請や要件を満たしていない者からの繰返し申請等が問題となっている。
- ・なお、G7等の主要国の手数料水準との間には、現状、大きな不均衡が生じている。

ii 速やかに実施すべき

- ・令和8年度中に、査証手数料を見直して引上げを実施し、領事活動・外交実施体制の整備等をすべきである。

6. 外国人の受入れの基本的な在り方の検討

i 現状と問題点

- ・今後、「在留管理の適正化」、「在留資格の在り方の検討」をより一層進めるとともに、多くの外国人が在留することを前提としていなかった諸制度の適正化を進めてなお、わが国の人団が減少する中で、外国人比率の上昇が一定程度想定される。
- ・ した事態も見据えて外国人の受入れの基本的な在り方について、中長期的かつ多角的観点から検討を進めることが必要である。
- ・ 在留目的、活動内容が異なることから、在留資格ごとに課題が異なる。 した観点等からの検討も必要である。
- ・ また、外国人の受入れに当たっての国、自治体や受入れ機関等との役割分担が不明確との指摘もある。

ii 実施中

- ・文化・風土・宗教の違いによる諸課題の把握や社会コスト算出を含め、外国人の受入れがわが国社会・経済に及ぼす影響等に関する基礎的な調査・検討(外国の事例調査を含む)を可能な限り実施している。

iii 今後の課題

- ・ 今後、外国人に係る諸課題(社会保障や教育、文化・宗教などを含め)を整理し、具体的な調査・検討課題(外国人を受け入れることのメリット・デメリットも含む)を明らかにした上で、関係省庁で連携して政府全体での検討を推進し、受入れに関する基本的な考え方を示すべきである。
- ・ 上記検討において、外国人の受入れに当たっての国、自治体や受入れ機関等との役割分担、「特定技能」及び「育成労」以外の在留資格の外国人の受入れ上限数を設定することの是非等を含めて総合的に検討すべきである。
- ・ この点に関する検討は、「在留管理の適正化」・「在留資格の在り方の検討」の一層の推進や、多くの外国人が在留することを前提としていなかった諸制度の適正化の実施状況・成果等も踏まえつつ、行うべきである。

第2 外国人制度の適正化等について

【対応方針】

- 戦後制定されたわが国の生活の基盤に関わる多くの法律や制度は、わが国の急速な国際化を前提にして整備されたものではなかったため、見直しが必要なものもまだ多く見られる。
- その中で、言語の壁や、文化・風習の違いも相まって、特に身近な住民サービスである住宅、教育、医療や福祉などの生活に密着した分野において、制度利用における不公平感や治安における不安感が問題視されている。また外国人集住地域や特定の観光都市では、それらの課題が特に顕著であり、自治体は対応に追われている。政府は、自治体と一体となって、これらの課題に対応するべきである。
- 他方、外国人にとっても日本語能力が必ずしも十分ではないこと等から、不要な困難を抱える場合もあるものと考えられる。
- 政府においては、秩序ある地域社会の実現を目指し、わが国の制度自体が対応していないところは早急に改め、同時に、日本語能力の習得への環境整備など、一定の支援を行うことが求められる。

1. 日本語習得・学生・教育関係

(1) 各ステージと対象者における日本語習得について

ア 来日前の日本語教育

i 現状と問題点

- ・外国人材受入拡大のための海外における日本語教育事業を包括的に実施している。
- ・日本語能力試験に加え、特定技能1号の日本語能力を認定するために開始された国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)を実施している。
- ・現地日本語教師の質の向上が課題である。

ii 実施中

- ・国際交流基金(JF)において、日本語教育専門家の海外派遣、現地日本語教師の育成、日本語教材の開発・普及、海外教育機関の活動支援等、海外における日本語教育基盤の強化のための諸事業を実施するほか、JFT-Basic を毎月実施している。
- ・オンライン日本語教育プラットフォーム「みなど」や「いろどりオンラインコース」等において無料教材を提供している。

iii 速やかに実施すべき

- ・育成就労制度に係る新試験の開発及び現地日本語教師育成等を実施すべきである。
- ・JFT-Basic は令和8年8月を目途に、育成就労制度に対応すべきである。
- ・海外における日本語教育導入・普及促進支援事業を強化すべきである。

iv 今後の課題

- ・育成就労制度の開始に向け、現地における日本語教育カリキュラム・教材開発支援、日本語教師の育成等、海外の日本語教育活動を引き続き支援すべきである。

- 特に現地日本語教師の質の向上が課題であることから、教師育成のための各種研修事業を重点的に実施していく必要がある。

イ 大人(就労者)に対する日本語教育

i 現状と問題点

- 国内で就労できる外国人の中には、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足やわが国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要である。
- 事業主等による技能実習生の日本語学習機会の提供を促進することが必要である。

ii 実施中

- 国内での就労を希望する外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とする研修(総研修時間100時間)及び修了者に対する就労・定着支援を実施している。
- 技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを8言語で、多職種向けに開発・提供している。

iii 速やかに実施すべき

- 育成就労制度においては、育成就労外国人の効率的な技能修得や、外国人本人の権利保護、入国後の地域社会との共生といった観点を踏まえ、段階的に日本語能力を向上させることとしている。監理支援機関や育成就労実施者による日本語講習が円滑に行われ、育成就労外国人が効果的に日本語を習得できるようモデルカリキュラムの開発・普及促進を実施すべきである。

iv 今後の課題

- 育成就労制度の施行後に、監理支援機関や育成就労実施者において認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語講習が円滑に行われるよう運用すべきである。

ウ 大人(生活者)に対する日本語教育

i 現状と問題点

- わが国に在留する外国人数は増加し、日本語教育ニーズが増加している。
- 留学生や就労者以外の「生活者」(帶同家族など)の日本語学習機会は自治体等が提供している。
- 日本語教室空白地域(日本語教室の無い市区町村)の割合は減少しているが、外国人生活者に日本語能力や日本語学習の要件・義務付けが無い中では自治体による対応に限界もある。
- 日本語学校(法務省告示校)についてはこれまで教育の質確保の仕組みが不足との指摘がある。

ii 実施中

【国の直接実施】

- ・オンラインで日本語を自主学習するための動画教材「つながるひろがるにほんごでのくらし」を公開(19言語対応、A1～B1の日本語習熟度レベルの50の生活シーン・約200本)している。
- ・日本語教育機関と日本語教師の質保証を行う「日本語教育機関認定制度」を創設した(R6.4～、現在、認定日本語教育機関は64機関、登録日本語教員は約1万名)。
- ・「日本語教育機関認定法ポータル」において、認定日本語教育機関についての情報を多言語(18言語)で発信している。

【自治体】

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業により、自治体による地域の日本語教育体制整備を支援している(R7計画:288自治体)。

iii 速やかに実施すべき

【国の直接実施】

- ・国が提供するオンライン日本語学習教材の充実により日本語教室空白地域に在住する外国人も含め日本語学習環境を整備すべきである。
- ・就労分野の認定日本語教育機関を整備するため「日本語教育ニーズの多様化を踏まえた教育カリキュラム編成・質向上支援事業」を実施し、日本語教育機関と企業等が連携して就労現場のニーズに応じたカリキュラム編成・改善を実施するモデルを構築すべきである。
- ・日本語教育機関、自治体、企業などにおける日本語教育人材のニーズの増加等に対応するため、国がポータルサイトを整備し登録日本語教員のマッチングを促進すべきである。

【自治体】

- ・自治体からのニーズの増加を踏まえ、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の充実により、地域的な重点化も含めた体制整備への財政支援を一層拡充すべきである。

iv 今後の課題

- ・わが国に在留する外国人等が、日本語やわが国の制度・ルール等を学習するプログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据えた日本語教育環境整備を検討すべきである。
- ・各地域で実施する地域の日本語教育の質を確保する観点から、自治体などの参考となる地域日本語教育に関するガイドラインの作成について検討すべきである。
- ・国の各種制度や日本語能力の判定試験等において、外国人の日本語能力等に関する共通尺度として「日本語教育の参照枠¹」の活用に加え、自治体の

¹ CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)を参考に、5つの言語活動(「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと(やり取り)」、「話すこと(発表)」、「書くこと」)別に、日本語能力の熟達度をA1～C2までの6つのレベルで示す、日本語学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組み。

日本語教室においても「日本語教育の参照枠」を活用した日本語指導が受けられる機会を拡充すべきである。

エ こどもに対する日本語教育

i 現状と問題点

- ・日本語指導が必要な外国人児童・生徒が急激に増加するとともに、集住・散在が顕在化している。
- ・外国人児童生徒の急激な増加により、個々の状況を踏まえた全国的な教育体制の整備が不十分であるとの指摘がある。

ii 実施中

【国の直接実施】

- ・日本語指導に必要な教員定数を改善している(児童生徒18人に教師1人が配置となるよう計画的に措置)。
- ・日本語指導が必要な児童生徒に対する学校における取り出し指導を制度化している。
- ・外国人児童生徒のための就学ガイドブック(8言語)・外国人児童・保護者向け学校生活紹介動画(15言語)を作成した。
- ・教職員・支援者向け研修動画の公開をしている。
- ・国が作成する教材や文書等の情報検索サイトを運用している。
- ・子供のことばの評価指標「ことばの力のものさし」を作成した。
- ・自治体への「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣をしている。

【自治体】

- ・日本語指導補助者等への支援の拡充等、自治体への財政支援等を実施している。

iii 速やかに実施すべき

【国の直接実施】

- ・外国人の子供が日本の学校教育を受ける前に、日本語や学習習慣の習得を目的とする地域における「プレスクール(仮称)」(初期支援)の方策を検討・提示すべきである。
- ・初めて指導に携わる教師等向けの国が作成する研修動画等の一元化・提供、情報検索サイトにおける掲載教材等を充実すべきである。
- ・日本語指導が必要な児童生徒に対し、円滑な指導が行われるよう、ICTや生成AIの活用も含めた効果的な指導内容・方法等について国として日本語指導のガイドラインを体系的に示すべきである。
- ・「外国人児童生徒等教育アドバイザー」による、新たに取組を開始する自治体への伴走支援等を実施すべきである。
- ・外国人の子供が適切に教育を受けられるよう、初期支援の抜本的な強化を図るべきである。(「プレスクール(仮称)」の拡充、令和9年度～)。

【自治体】

- ・日本語指導補助者等への支援の拡充等、自治体への財政支援等を拡充すべきである(令和8年度～)。

iv 今後の課題

- ・外国人児童生徒等の集住・散在化や言語の多様化等の地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握した上で、自治体のニーズに応じたきめ細かな支援を一層推進し、全国的に教育水準の維持・向上を図るべきである。例えば、プレスクールや学校におけるプレクラス(初期指導)の地域の実情に応じた全国展開や、登録日本語教員の配置、多文化多言語の子供に応じた学習・指導計画を立てる生成AIの活用促進、心理的安全性を確保しつつ子供の強みを引き出す教育を実施すべきである。

オ 日本語教師の養成・社会的地位の向上

i 現状と問題点

- ・日本語学習ニーズの増大や多様化を背景に、日本語学習者と円滑なコミュニケーションを図るための外国人の活用も含め、質の担保された日本語教育人材を大幅に増やしていくことが求められている。
- ・一方で、日本語教師の給与水準等の待遇が良くないことが、人材確保の上の課題として指摘されてきた。
- ・日本語教師の専門性が社会において適切な評価を受け待遇の改善等につながる環境の整備が重要である。

ii 実施中

- ・令和6年度に登録日本語教員制度を創設し、日本語教育の専門性を有する人材への資格付与を着実に実施するとともに、登録日本語教員養成機関及び登録実践研修機関の登録制度を通じ、登録日本語教員を養成する機関の教育の質向上を図っている。

iii 速やかに実施すべき

- ・登録日本語教員等の継続的なスキルアップを図り、多様な日本語学習ニーズに対応できるようにするために、日本語教師としての役割・段階や、日本語学習者の属性等に沿った指導に関する研修の充実や、登録日本語教員の学校現場での活用などを見据え、教員免許と登録日本語教員の資格の両方の取得を目指す課程等、特色ある養成課程の展開を図るべきである。
- ・日本語教育機関、自治体、企業などにおける日本語教育人材のニーズの増加等に対応するため、国が整備するポータルサイトを通じた登録日本語教員のマッチング促進や、日本語教員試験の受験機会拡大等のためのコンピューターテストへの移行に向けた試行試験の実施など、オンライン・デジタル技術を活用し、今後大幅な増加が必要とされる登録日本語教員の確保・活用を促進する取組を進めるべきである。

iv 今後の課題

- ・わが国に在留する外国人が、日本語やわが国の制度・ルール等を学習するプログラムや、外国人児童生徒に対する教育(登録日本語教員の学校への配置)など、留学生の受け入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策について検討すべきである。
- ・日本語教育が必要とされる様々な分野における登録日本語教員の活躍の場

の拡大や、研修等を通じた登録日本語教員の指導力向上・キャリア形成への支援、企業等による教育投資と日本語教育機関における教育の質向上との好循環の形成促進等の取組を通じて、登録日本語教員等の専門性が適切な社会的評価を受ける環境を整備し、処遇の改善を推進すべきである。

(2) 外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化

i 現状と問題点

- ・外国人留学生に対する支援において、事業の目的に照らした運用の見直しが必要である。
- ・各外国人留学生の適切な在籍管理が必要との指摘がある。

ii 実施中

- ・主として日本人の博士後期課程への進学を支援する事業において、事業の目的に照らし、外国人留学生の生活費相当額の支援は行わない見直しを行う(令和7年7月の見直しの方針に基づき、令和8年2月頃に大学を公募予定)。
- ・外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理の徹底等について周知徹底を行っている。

iii 速やかに実施すべき

- ・外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等を指定・公表すべきである(令和7年度～)。
- ・経営に課題を抱える大学等については、外国人留学生の在籍管理の適正性についても注視して指導等を強化すべきである(令和7年度～)。

(3) 外国人学校に対する支援に係る運用の適正化

i 現状と問題点

- ・外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度・運用の見直し・適正化の推進が必要である。

ii 実施中

- ・高等学校等就学支援金制度について、三党の実務者間の合意(令和7年10月29日)において、「外国人学校を指定する制度については、廃止」し、「従前の制度では支給対象となっていた者」には、「収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援」を行うとされていることを踏まえ、令和8年4月からの実施に向けて対応を検討している。

iii 今後の課題

- ・国・自治体から外国人学校への補助金等について、その実態を調査し、公表すること等を通して、各補助金の趣旨や目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保を促進すべきである。
- ・なお、新たな就学支援金制度に関して、三党の実務者間の合意により、引き続き行う外国人学校の生徒への支援について、国民の様々な意見や実施状況等の分析を踏まえて、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な見直しを行うべきである。

(4) 就学援助制度の運用の見直し・適正化

i 現状と問題点

- ・国内に居住していないにもかかわらず、就学援助を受けている児童生徒がいるのではないかという指摘がある。

ii 実施中

- ・就学援助に関して、外国人の児童生徒の居住実態等を適切に反映して支給するよう、自治体に周知(令和7年9月5日)するとともに、援助の実態把握を実施した。(令和7年9月～10月)。
- ・今後も実態把握を行う。不適切な事例の報告があった場合には、同様の事例が生じることのないよう、他の各自治体に対して事例を共有するなど、各自治体に対する指導助言等を行う。

iii 今後の課題

- ・外国人の児童生徒に係る就学援助について、居住実態を把握した上で、適切な支給となるよう、関係省庁が保有する外国人情報との連携の在り方等を検討すべきである。

2. 外国人の税・社会保障・医療関係

(1) 外国人の税・社会保険料等の情報共有・連携

i 現状と問題点

- ・「特定技能」、「永住者」及び「高度専門職2号」以外の在留資格について、税・社会保険料の納付状況等が未確認である。
- ・税・社会保険料の確認が電子化されていない。

ii 実施中

- ・入管法施行規則を改正し、全ての在留資格の在留諸申請における提出資料に社会保険に関する法令の規定を遵守していることを証する文書等の規定を追加した(令和7年9月8日公布、令和9年3月施行)。

iii 速やかに実施すべき

- ・外国人の国民健康保険料及び国民年金保険料の納付情報並びに地方税の課税情報に関して、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる情報連携を行い、新規の上陸申請及び在留審査時に活用すべきである(令和9年～)。
- ・厳正な在留審査及び国税の適正・公平な課税・徴収の実現に向けて、国税の納税義務の違反があった在留外国人について、国税庁から入管庁への情報提供の対象範囲を拡充するとともに、入管庁が保有する情報について、効果的・効率的な情報連携を実施すべきである。

iv 今後の課題

- ・国税について、納税情報等の連携により、新規の上陸申請及び在留審査や未納がある場合の納付勧奨に活用する仕組みを検討すべきである。
- ・地方税について、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる納税情報の連携により、新規の上陸申請及び在留審査や未納がある場合の納付勧奨に活用する仕組みを検討すべきである。

(2)国民健康保険料の収納対策・保険適用の在り方等の検討

i 現状と問題点

- ・在留期間3月超の外国人は国民健康保険に加入し、日本の医療サービスを受けることができるため、日本の医療保険による治療目的で来日し、高額な治療を受けている事例があるのではないかとの指摘がある。
- ・医療機関受診時に外国人が偽造保険証を使用するなどして、不正に日本で治療を受けているのではないかとの指摘がある。
- ・健康保険組合・協会けんぽについては、今は外国人の情報を把握できていない。

ii 実施中

- ・入国初年度の国民健康保険料を前納させる仕組みを自治体が導入できるよう、条例参考例等を周知し(令和7年10月)、これを踏まえ、希望する自治体において、随時前納の仕組みを導入する(令和8年度～)。
- ・なりすまし防止のため、保険医療機関等において、窓口での本人確認の必要性が高いと考える場合は、外来患者に幅広く本人確認書類の提示を求める等の本人確認の方法を再周知した(令和7年8月)。

iii 速やかに実施すべき

- ・市町村において外国人の国民健康保険料の滞納情報を把握するためのシステム改修を行うなど、入管庁が関係行政機関等から未納付情報の適時適切な提供を受けられるようにするために必要な措置を講ずるべきである。
- ・同情報を在留審査に有効活用するなど国と自治体が連携し、情報共有するなど未納防止に必要な仕組みを構築すべきである。
- ・社会保険料を負担している一般国民から見て、不公平感につながらないよう、今後、健康保険(健康保険組合・協会けんぽ)についても、加入資格情報の適切な管理のため保険者が在留カード情報の取得を適切に行えるように、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる情報連携を行い、国籍、在留資格情報の取得を進めるべきである(令和9年6月～)。その上で、国が保険者に対して、外国人の医療費等の情報について報告を求め、国において外国人加入者の実態把握を行うべきである。

iv 今後の課題

- ・諸外国における外国人への医療保険の適用の在り方や不正受給防止対策に関する調査を実施の上、中長期的な観点から、外国人の保険適用や高額な医療給付の在り方、イギリスのイミグレーション・ヘルス・サーチャージ²の導入等を踏まえた財源確保の在り方、更には受け入れ機関の責任の在り方等を含めた必要な対策を検討すべきである。

² 欧州経済領域外の外国人は、イギリスでの6か月以上の滞在ビザを申請するには一定額を支払う必要があり、これにより医療サービスを原則無料で利用できる制度

(3) 医療費不払いへの対応

i 現状と問題点

- ・医療費不払いのある訪日外国人の次回入国時の審査を厳格化する仕組みの対象となる金額を引下げるとともに中長期在留者に拡大すべきとの指摘がある。
- ・入国前の民間医療保険への加入促進が必要との指摘がある。
- ・JMIP³認証医療機関等を拡大すべきとの指摘がある。

ii 実施中

- ・20万円以上の医療費不払いのある訪日外国人の次回入国時の審査を厳格化するため、医療費不払いのある訪日外国人の情報を医療機関から収集し、入管庁に共有している(令和3年5月～)。
- ・入国前の民間医療保険への加入に係る調査研究について、諸外国の民間医療保険加入義務化の状況と日本に導入した際に想定される課題を整理し(令和6年度)、有用な医療保険の補償額や補償内容等を調査している(令和7年度)。
- ・入国前の民間医療保険への加入率引上げや入国前の加入義務付けに関して、関係省庁間で検討を行っている。

iii 速やかに実施すべき

- ・医療費未払情報報告システムについて、登録基準額を20万円以上から1万円以上に引き下げる(令和8年度～)とともに、対象を中長期在留者に拡大し、外国人患者の医療費不払情報を新規の上陸申請のみならず、在留審査においても活用すべきである(令和9年度～)。

iv 今後の課題

- ・入国前の民間医療保険への加入について、訪日外国人は公的医療保険に加入していないため、医療費不払いの発生抑止には民間医療保険への加入が効果的であると考えられるところ、更なる加入率引上げのために、入国前から加入を求めるための制度的な取組を検討すべきである。
- ・訪日外国人が滞在中も安心して医療機関を受診でき、医療機関も安心して訪日外国人の診療ができるよう、JMIP認証医療機関等の拡大に向けた目標を定めた上での効果的な方策を検討すべきである。

(4) 児童手当の適正化

i 現状と問題点

- ・外国人が居住する市町村に転出の届出を行わず出国することにより、居住実態の把握が遅れるなどの事例があり、当該居住実態や監護実態を適切に把握した上での支給の徹底が必要である。

ii 実施中

- ・児童手当について、外国人の居住実態等を適切に反映して支給するよう、市町村に周知した(令和7年8月27日)。

³ 多言語による診療案内や、異文化・宗教に配慮した対応など、外国人患者の受け入れ体制が整備された医療機関を認証する制度

- ・各自治体における外国人の不適切事案等について調査を実施した(令和7年10月～12月)。

iii 速やかに実施すべき

- ・児童手当における出入国関連情報の活用について、公共サービスメッセを活用した、マイナンバーによる情報連携を行い(令和9年3月以降)、マイナンバー情報連携の運用開始の際に改めて自治体に周知するなど、引き続き、必要な対応を実施すべきである。

iv 今後の課題

- ・各自治体における外国人の不適切事案調査結果をもとに、必要に応じた対応策等の取組を検討すべきである。

(5)出産育児一時金(海外療養費)への対応

i 現状と問題点

- ・出産育児一時金について、一部の自治体では受給者の3割超が外国人であるとの声もあり、日本人への少子化対策としての効果が薄くなっているのではないかとの指摘がある。
- ・出産育児一時金や海外療養費の支給に当たっては、不正受給の防止に取り組むべきとの指摘がある。

ii 実施中

- ・被扶養者の認定に当たって、国内居住要件を令和2年度から導入している。また、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、海外出産に係る出産育児一時金・海外療養費について、不正請求が疑われる場合は、必要に応じ、海外の医療機関等に対して、支給申請に係る海外出産、療養等が行われた事実、内容等を照会するなどの方法による審査の厳格化、不正受給対策は効果を挙げているところであり⁴、支給の適正化に向けた対策等を再周知した(令和7年8月)。

iii 速やかに実施すべき

- ・出産育児一時金及び海外療養費の適正化に向けた対策等の周知、審査の厳格化に引き続き取り組むべきである。

(6)脱退一時金と社会保障協定

i 現状と問題点

- ・滞在期間の短い外国人が年金保険料を納付しても老齢年金に結びつきにくいことを踏まえて、脱退一時金の制度が設けられているが、本来は年金受給に結びつけることが求められる。
- ・長期に日本に滞在する外国人でも、帰国のたびに脱退一時金を受給することがあり、脱退一時金を受給した場合には、それまでの年金加入期間がなくなるため、年金の受給につながらないといった問題がある。

⁴ 例えば、国民健康保険における海外出産に対する出産育児一時金の支給実績について、令和元年度においては2,559件、約10.5億円だったのに対し、令和5年度においては1,518件、約6.7億円となっており、減少傾向にある。

ii 実施中

- ・外国人の帰国時に年金保険料の本人負担相当額を支給する特例的な制度として、脱退一時金を支給している。
- ・社会保障協定⁵の締結を推進している(日本での保険料納付が年金受給に結びつきやすくなる通算規定を含む協定について現在 20カ国と締結済。)。

iii 速やかに実施すべき

- ・脱退一時金について、将来の年金受給に結びつけやすくする観点から、令和7年の通常国会にて法改正を行い、再入国許可付きで出国した者には当該許可の有効期間内は脱退一時金を支給しないことを規定しているところ、施行後の適切な運用を確保すべきである。

iv 今後の課題

- ・脱退一時金制度については、平成6年の創設時に比べ、在留外国人の滞在期間の長期化により、老後を日本で暮らす可能性がある外国人が増加するとともに、社会保障協定の締結国が増加するなど、わが国の在留外国人を取り巻く環境が変化してきている。この点を踏まえつつ、ベトナムを始めとする東南アジア地域等、在留外国人の多い国々との交渉等を含め社会保障協定の締結を更に進め、帰国後の年金受給に結びつきやすくなる外国人の増加を推進すべきである。

(7)生活保護制度の運用の適正化

i 現状と問題点

- ・外国人による利用実態の把握が十分でないとの指摘もある中、引き続き、外国人による不適切な制度利用を防ぐ必要がある。

ii 実施中

- ・「生活保護担当指導職員ブロック会議」(令和7年9・10月に開催)において、生活保護担当課に対し取扱いの留意点等を周知した。

iii 今後の課題

- ・公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる情報連携を行い、国籍、在留資格等の情報取得を進めるとともに、外国人による不適切な制度利用を防ぐため、自治体と入管庁との連携により、必要な措置を講じるべきである。

⁵ 二国間で締結する協定(条約)であって、日本又は相手国の年金制度の最低加入期間を満たさず、老齢年金の受給資格が得られない者について、日本と相手国の年金加入期間を合わせて最低加入期間を満たせば、それぞれの国の制度の加入期間に応じた年金を受給可能とすること(通算)等により、人的交流、経済交流を促進することを目的としている。

(8) 感染症予防と健康診断

i 現状と問題点

- ・日本で学んだり、働いたり、暮らしていく外国人については、感染症のまん延を防止するため、また日本の医療に負担をかけないよう、入国前に必要な予防接種を受けることを求めたり、国内での感染症の蔓延を引き起こす可能性があるものについての考え方の整理を示したりする必要があるのではないかとの指摘がある。
- ・現在、健康診断を入国の条件としているのは、在留資格「特定技能」のみであり、予防接種を求めている在留資格はない。

ii 実施中

- ・新規登録結核患者数に占める割合が多い国について、入国前結核スクリーニング制度を実施している。
- ・在留資格「特定技能」については、活動を安定的かつ継続的に行うことができる健康状態であることを入国の要件としているため、健康診断の受診結果などの提出を求め基準に該当するかどうか確認している。

iii 速やかに実施すべき

- ・予防接種記録や健康診断の受診結果などの提出の義務付けについて、感染症のまん延防止、わが国の医療への負担という観点から、他国の状況を調査すべきである(令和8年夏中を目途)。

iv 今後の課題

- ・今後、新規登録結核患者数に占める割合が多いがまだ制度を実施していない国についても、制度の実施を進める方向で検討すべきである。
- ・当該調査結果を踏まえ、入国要件として予防接種記録や健康診断の受診結果などの提出を求めるなどを検討すべきである。

(9) 土葬に関する整理・検討

i 現状と問題点

- ・墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。)は、火葬・土葬(埋葬)等の手続を定めたものである。墓地等の経営の許可等に関する事務は、昭和10年代には既に火葬率が埋葬(土葬)率を上回り、以降火葬が主流であったが、日本においても地域の風習として土葬が行われている地域もあること等から、住民の宗教的感情や風習、各地方の地理的条件や周辺の生活環境等を踏まえた墓地整備が求められるため、自治事務として行われている。
- ・他方で、昨今、外国人が信仰する宗教に沿った土葬墓地の新設を巡る動きがあり、これについて様々な懸念が示されているところ。

ii 実施中

- ・「墓地経営・管理の指針等について」(平成12年生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知)においては、上記も踏まえ、墓地埋葬法の目的として、「…埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」と規定されており、単に公衆衛生上の規制にとどまらず、他の公共の福祉との調整が重要であることなどについて示している。

iii 速やかに実施すべき

- 墓地埋葬法は、火葬・土葬(埋葬)等の手続を定めるものであるが、昨今の事情にも鑑み、自治体に墓地経営の許可の事務等における実情の調査を令和7年度内に行うべきである。

iv 今後の課題

- 調査結果も踏まえ、自治体において、地域の状況に応じて墓地経営の許可の事務等を滞りなく行うことができる観点から、参考となる他地域の条例を周知するなど必要な整理・検討を行うべきである。

(10)租税条約の見直し

i 現状と問題点

- 在留外国人が取得する給与については、その居住している国において課税を受けることとするのが国際的なスタンダードとなっているが、わが国の租税条約のうち、近年改正されていない一部の国との租税条約においては、外国人留学生等が取得する給与について、一定の範囲で免税とする規定が設けられている。

ii 今後の課題

- 上記の国際的なスタンダードと異なる規定が残っている租税条約については、改正交渉を進めるには相手国の同意が必要となることに留意のうえ、改正に向けた働きかけを継続的に行い、改正の機会をとらえて適切に見直す必要がある。

3. その他

(1)公営住宅・UR賃貸住宅等への外国人の入居

i 現状と問題点

- 公営住宅等に外国人が多く居住することにより、特定の学校に外国籍の児童が急増して学校側に過大な負荷がかかるなど一部の地域で問題が生じている、という指摘がある。
- 公営住宅・UR賃貸住宅等における外国人の入居実態について、把握している事業主体(自治体、UR等)と把握していない事業主体が存在する。
- また、外国人入居者に緊急事態が発生した際に、国籍がわからないこと等により、事業主体による迅速な対応が困難な場合がある。

ii 実施中

- 一部の事業主体では、入居時に外国人の国籍、在留資格等を把握している。

iii 速やかに実施すべき

- 公営住宅・UR賃貸住宅等の全ての事業主体について、外国人の入居資格や入居時の確認方法等について把握するための調査を実施すべきである(令和7年度中)。

iv 今後の課題

- 公営住宅・UR賃貸住宅等においては、今後の新規入居者について、国籍、在留資格等を把握することを検討すべきである。
- 調査結果や外国人が多く居住することで一部の地域で問題が生じているとの指摘があることを踏まえ、追加的な対応を検討すべきである。

- ・併せて、日本語による円滑なやり取りが可能な緊急連絡先等の登録を求めるこ
とを検討すべきである。

(2) 民泊・オーバーツーリズムへの対応

民泊及びオーバーツーリズムについては、観光立国調査会における各決議⁶も踏
まえつつ、以下のとおり、必要な対策を進めること。

ア 民泊(住宅宿泊事業・特区民泊・簡易宿所)

i 現状と問題点

- ・民泊の数は毎年増加し、また、その利用者の内訳も約 54%(令和6年度)が外
国人となっており、ホテル・旅館(外国人の利用は約 26%(令和6年度))に比べ、
民泊は外国人に多く利用される傾向が見られている。
- ・法令手続きが行われずに営業が行われている民泊、騒音の発生やルールを守
らないゴミ捨てなど宿泊者による迷惑行為の発生やこれに対する事業者による迅
速な対応が行われないといった、管理が適切に行われない民泊などが存在して
おり、各種民泊の適切な運営確保の徹底と不適切な事業者への厳正な対処
が必要である。
- ・また、民泊に関する制度が、住宅宿泊事業(住宅宿泊事業法)、特区民泊(國
家戦略特別区域法)及び簡易宿所(旅館業法)に分かれていることに起因する
問題がないか検討が必要である。

ii 実施中

- ・旅館業法に基づく命令・罰則などの事例の周知等により、自治体における無届
民泊をはじめとした旅館業法違反に対する厳正な取締りや罰則などの規制によ
る無届民泊の抑止の推進など旅館業の適正な運営の確保を図っている。
- ・旅館業法に基づき、公衆衛生上の規制のみならず、地域の実情に応じ、自治
体による指導や条例制定により、生活環境の悪影響を防止する一定の規制が
可能であることを踏まえた適切な取組がなされるよう自治体に周知している。

iii 速やかに実施すべき

- ・現在、住宅宿泊事業のみを対象としている「民泊制度運営システム」(観光庁)
を拡充し、特区民泊や簡易宿所も対象に加えることによって、各種民泊を一元的
に管理できるデータベースの整備を行うべきである。
- ・さらに、当該データベースと仲介サイトのデータを連携させることで、仲介サイトから
の法令手続きが行われていない違法な民泊の確実な削除などを実現すべきで
ある。

iv 今後の課題

- ・不適切な事業者への厳正な処分や地域の実情に応じた規制を自治体が行い
やすくなる手法や環境整備を検討すべきである。併せて、在留資格「経営・管理」

⁶ 民泊については「各種民泊の適切な運営確保に向けた決議」(令和7年12月16日観光立国調
査会民泊・OTAに関するPT)、オーバーツーリズムについては「地方誘客・オーバーツーリズム対策等に
要する観光財源の確保及び消費拡大の拡大に向けた決議」(令和7年11月13日観光立国調査
会)

などで在留する不適切な事業者への対応等を行うため警察のほか、入管庁との連携確保のために講すべき措置について検討すべきである。

- ・民泊の事業実態や利用状況の透明性を高めていくためには、上記の行政側の「民泊制度運営システム」の拡充のみならず、宿泊台帳のデジタル化、キャッシュレスの推進など事業者側のDXも併せて進めていくことが必要であり、民泊全体でDXを推進する方策を検討すべきである。
- ・例えば、宿泊事業者の管理業者への委託義務の相違など、民泊が住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法）、特区民泊（国家戦略特別区域法）及び簡易宿所（旅館業法）に分かれていることにより生じる制度的差異について対応方策（必要に応じ、法令上の措置を含む。）を検討すべきである。

イ オーバーツーリズム

i 現状と問題点

- ・三大都市圏をはじめとした特定の都市・地域・時間帯に観光客が偏在・集中し、生活道路の渋滞やマナー違反等により地域住民の生活の質への影響等の課題が顕在化している。

ii 実施中

- ・令和6年度補正予算等により、各地における、生活道路の渋滞対策や公共交通の混雑対策、マナー違反対策などを支援している。

iii 速やかに実施すべき

- ・中長期的視点に立つ抜本的な対策として、以下の取組を実施すべきである。

①地域の実情に応じたきめ細かいオーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化。

②オーバーツーリズムの問題を根本的に解消するとともに、さらなる観光客の受入れに向けてキャパシティを増強させるためには、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進が必要であることを踏まえ、インバウンドを全国各地に行き渡らせ、その経済効果を波及させるための魅力的な観光地域づくり、交通ネットワーク・宿泊施設等の機能強化。

- ・令和8年度税制改正大綱に基づく所要の法改正を経た上で、国際観光旅客税の税率引上げにより確保する財源等も活用し、上記取組を着実に実施すべきである。

iv 今後の課題

- ・国際観光旅客税財源も活用し、現に一部地域で生じているオーバーツーリズムへの点的な取組に加えて、地方の魅力を活かした様々なコンテンツの造成や地方空港の更なる活性化策など交通ネットワークの機能強化を通じて地方誘客を促進することにより、インバウンドのフロー（観光客の流れ）そのものを構造的に変革すべきである。その際、新たな問題を生じさせないよう、インバウンドの恩恵を行き渡らせるとともに、オーバーツーリズム対策を講じるための、都道府県レベルで対策を講じる体制を検討すべきである。

第3 安全保障と土地法制について

【対応方針】

- 土地は所有者のものである一方で、国家の三要素の一つである領土として、国の主権と不可分に結びつくもの。
- このため、まずは、現行制度を横断的に俯瞰した上で、土地関連施策を所管する省庁には、国土全域において、土地所有等情報の把握及び国民に対する公開を十分なものとするとの視点に立って、制度を設計・改善・運用していくことが求められる。
- 諸外国では、安全保障の観点や自国民の生活を守る観点から、土地等の保有や利用に対する規制が導入されている一方で、経済活動の自由に重きが置かれるわが国では、安全保障の観点から土地等の取得や利用を規制する仕組みは、重要土地等調査法の制定に留まっている。外国人の土地等の取得に対して、国民から不安の声が上がり、また、わが国を巡る安全保障環境が厳しさを増す中にあって、政府においては、国際約束との関係を精査した上で、国民の安全・安心及びわが国の健全な発展につなげていくために、新たな土地取得等のルールの在り方を検討する必要がある。

1. 土地所有等情報の透明性向上

i 現状と問題点

- ・ 農地については、取得者が個人の場合には国籍を、法人の場合には役員や主たる株主の国籍を許可申請書に記載することを求めている。
- ・ 他方で、他の土地関連制度における国籍把握の仕組みは不十分である。

① 国籍を把握する仕組みがない制度

- ✓ 不動産登記
- ✓ 森林法の届出

② 国籍を把握する仕組みが不十分である制度

- ✓ 重要土地等調査法の届出(法人の代表者や主たる株主等の国籍は未把握)
- ✓ 土地利用計画法の届出(法人の代表者や主たる株主等の国籍は未把握)
- ✓ 外為法における国外居住者による不動産取得の報告(居住用は報告対象外)

ii 実施中

- ・ 農地法に基づく許可申請において、取得者が個人の場合はその国籍を、法人の場合は役員及び主たる株主の国籍まで把握済みである。
- ・ 重要土地等調査法及び土地利用計画法において、届出者の国籍を把握済みである。
- ・ これらに加え、「土地所有等情報の透明性向上」については、安全保障と土地法制に関するPTでの議論を踏まえ、以下のとおり、政府の取組が大きく前進した。引き続き、令和8年度の施行に向け、着実に取り組むことが必要である。

- ・不動産の移転登記の申請時に、登記名義人の国籍を把握することとしている（法務省令改正）。【システム改修後、令和8年度早期に施行】施行時期を早急に固め、円滑に改正省令を施行できるよう取り組むべきである。
- ・森林法において、届出者が個人の場合はその国籍を、法人の場合は代表者、主たる役員・株主の国籍まで把握することとしている（農林水産省告示（国籍を届出事項に追加）・農林水産省令改正（林地台帳の記載事項に追加））。【告示は令和8年4月施行、省令はシステム改修後令和9年4月施行】
- ・重要土地等調査法及び国土利用計画法において、届出者が法人の場合に、代表者、主たる役員・株主の国籍まで把握することとしている（内閣府令・国土交通省令改正）。【令和8年4月施行】
- ・外為法において、国外居住者による不動産取得の報告対象を全ての場合（現行、投資目的等のみ）に拡大することとしている（財務省令改正）。【令和8年4月施行】
- ・多額の現金による不動産取得の事例が指摘される中、犯罪収益移転防止法の枠組みを活用した外国人を含む不動産取得に係るマネー・ローンダリング等対策を的確に進めるため、個々の宅建業者が作成する「リスク評価書」（宅建業者の事業規模や取引形態に応じて、リスクの特定や評価、低減措置を記したもの）作成についてのマニュアルを策定することとしている。【令和7年度中】マニュアルを踏まえ、全ての宅建業者が「リスク評価書」の作成を完了する予定。【令和8年度中】

iii 今後の課題（法人の実質的支配者の把握、ストックベースでの国籍把握）
残された課題は、以下の2点である。

- ① 法人が土地等を所有しているケースでは、法人の主たる役員や株主の国籍を把握するだけでは分からぬ法人の実質的支配者を把握しなければ、眞の意味での「土地所有等情報の透明化」は実現できない。
- ・マネロン・テロ資金供与等対策に関する多国間の枠組みであるFATF（金融活動作業部会）の第5次対日相互審査（令和10年夏頃）に向け、法人の実質的支配者の把握強化を検討中であり、この検討と連携することで、不動産に関連する当局及び自治体が土地等の実質的所有者を把握する仕組みを検討すべきである。
- ② 不動産の移転登記の申請時に登記名義人の国籍を把握することにより、今後、取引があった不動産の所有者の国籍は把握できるが、取引がない不動産の所有者の国籍（ストック情報）は把握できない。全国の不動産登記は2.8億筆あるが、年間の移転登記件数は0.1億筆。
- ・ストック情報把握の代替措置として、不動産登記の登記名義人情報を活用し、国外居住者（日本人、日本法人を含む）による土地・建物の所有状況について、例えば人口の多い大都市単位などで簡易的に試算することを検討すべきである。
- ・国外居住者については、登記申請時の住所確認書類から国籍が把握できる場合もあるため、各行政機関においては、所掌事務の範囲内において、実態把握のための参考データとして活用することも検討すべきである。

2. 土地所有等情報の公開性確保

i 現状と問題点

- 不動産登記や土地関連データベース(農地台帳、林地台帳等)は、別々に構築されており、土地所有等情報を一元的に管理するデータベースが存在しないため、土地所有等情報を適切に公開できる仕組みが整っていない。

ii 実施中

- 令和9年度以降の提供を目指し、法務省が管理する不動産登記情報を基に行政機関等がオンラインでアクセスするための仕組み(不動産ベース・レジストリ)を検討している。

iii 今後の課題(土地所有等情報の一元的データベース化と適切な公開)

- 国民の不安の解消、国民生活や経済活動の基盤の安全を図ることが可能となるよう、不動産ベース・レジストリを土地所有等情報の一元的データベースとして機能させるとともに、所有者の個人情報の保護にも配慮しつつ、土地所有等情報を適切に管理すべきである。国民に対して適切に公開すべき土地所有等情報を集約したデータベースとして不動産ベース・レジストリを整備し、行政機関等や国民が適切にアクセスできる仕組みを構築するべきである。【令和9年度以降】
- 土地所有等情報のうち、国籍情報は機微な情報に該当するため、国籍情報にアクセスできる行政機関等の職員の範囲や公開の方法(公開する地域のメッセージ等)については、丁寧な検討が必要である。

3. マンションの取引実態の把握

i 現状と課題

- マンション価格高騰の要因の一つとして、外国人による短期売買を指摘する声がある。

ii 実施中

- 大都市部の新築マンションを対象に、短期売買や国外からの取得に関する実態を調査。調査の結果(令和7年11月25日公表)、短期売買、国外からの取得のいずれについても、都内を中心に一部の大都市部で増加し、中心部に行くほど増加が顕著となる傾向や、年によっても大きく変動する状況などが見られた。
※東京都における国外からの取得割合 令和7年1～6月:3.0%、令和6年:1.5%
- 上記調査結果を踏まえ、一般社団法人不動産協会において、「1物件あたりの購入戸数の制限」や「売買契約締結から引渡しまでの期間において、売却活動を禁止」するなど、日本人も含め、投機的取引抑制のための取組方針を決定した。

iii 速やかに実施すべき

- 現行の調査は、日本人を含む国外居住者の取得状況しか把握できていないが、不動産登記において国籍把握が可能となり、データ蓄積が進めば、国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態把握が可能となる。したがって、今後も同様の調査を実施すべきである(継続実施)。

- ・外国人のマンション購入が増加し、ルールが守られなくなるとの懸念に対応するため、マンション管理のルール等を啓発する多言語パンフレットを製作し、周知することが必要である(令和7年度中)。

iv 今後の課題(国外居住者ではなく、国内居住外国人の実態把握を実施)

- ・外国人によるマンション等の取得に係るルールの検討を行うべきである(5. iiiで具体的に記載)。

4. 地下水採取に関する実態把握

i 現状と課題

- ・外国人による地下水採取を懸念する声がある中、林野庁が実施する「外国法人等による森林取得に関する調査」においては、外国法人等が取得した森林において、取水や地下水の採取を目的とした開発等の事例の報告はなかった。ただし、国土全域を対象とした網羅的な調査ではない。

ii 実施中

- ・地下水保全や利用等に関する条例の制定状況や外国人等による地下水採取の事例について、全国の自治体に調査を実施した(令和7年9月～10月)。
- ・調査結果は以下のとおりであった(令和7年12月16日公表)。
 - ① 地下水採取の規制について、26都府県236市区町村が269条例を制定)。
 - ② 外国人等による地下水採取の事例があると回答した自治体は12自治体、49件だが、具体的な支障事例は報告されていない。

iii 速やかに実施すべき

- ・メディアやSNS等で発信される外国人の地下水採取に係る具体的な懸念について、情報収集・分析を行い、事実関係を確認するとともに、必要に応じて対応策を検討すべきである(令和7年度内に開始)。
- ・従来の調査対象は、地下水関連条例の制定状況のみであったところ、今般、初めて、外国人等による地下水採取の事例の調査が行われた。今後も、毎年、外国人等による地下水採取の事例に関する調査を実施すべきである(継続実施)。
- ・ただし、条例により地下水採取の実態が把握できている市区町村は714市区町村に留まる。国土全域の実態把握と適切な地下水の管理を実現するため、自治体と連携しつつ、国籍情報を含め、統一的な考え方による地下水採取の実態把握の実効性のある枠組みの検討を開始するとともに、自治体による条例執行を支援すべきである。その際、政府において、採取量の把握や採取が地下水量に与える影響などの技術的課題についても検討すべきである(令和7年度内に開始)。
- ・併せて、条例において、自治体が国籍把握条項を規定し易くするため、地下水採取に係る国籍把握の必要性について、政府の基本的考え方を検討すべきである(令和7年度内に開始)。

iv 今後の課題

- ・法人の実質的支配者の把握強化の取組と連携することで、地下水採取者が法人である場合、関連する当局及び自治体が当該法人の実質的支配者の把握も検討すべきである。

5. 外国人の土地取得等のルールの在り方等

i 現状と問題点

- ・国民からは、「外国人が水源地を買い占め、地下水を採取しているのではないか。」、「外国人が森林を取得して、違法な開発をしているのではないか。」、「外国人の農地取得は、食料安全保障の観点から問題ではないか。」、「外国人の短期売買により、マンション価格が高騰しているのではないか。」、「離島の土地や防衛施設周辺の不動産を外国人が取得しているが、安全保障上問題ではないか。」といった不安の声がある。
- ・安全保障の観点から、重要施設等(防衛関係施設や国境離島等)の機能を阻害する土地利用を防止する観点から重要土地等調査法が制定されているが、土地取得規制は位置付けられてはいない。

ii 実施中

- ・外国人等による地下水採取の事例を自治体に対し調査したところ、12自治体で49件の事例があると回答があった(令和7年12月16日公表)。(再掲)
- ・森林法の改正により、外国人を含め、林地開発許可の条件違反者に対する罰則と中止命令等に従わない者の公表を措置している【令和8年4月施行】
- ・農地の取得に当たっては、従来から農業委員会の許可制である(地域とのつながりを持って継続的・効率的に農業を営めない外国人は、国内居住であっても取得不可)。許可に当たっては、国籍・在留資格の把握(令和5年9月)に加え、在留期間等を把握している(令和7年4月)。
- ・令和6年度の外国人・外国系法人による重要施設周辺等における土地・建物の取得数は、3,498筆(総数の3.1%)(令和7年12月16日公表)。なお、令和6年度中に、同法に基づく勧告・命令は実施していない。
- ・大都市部の新築マンションを対象に、短期売買や国外からの取得に関する実態を調査した(令和7年11月25日公表)。(再掲)

iii 今後の課題

【安全保障の観点からの検討】

- ・安全保障上の問題については、放置すると取り返しのつかない事態が発生することも想定される。わが国の領域、国民の生命・身体・財産を守ることこそ安全保障の目的であり、経済取引の自由とバランスさせつつ、土地取得等のルールを設定することで、わが国の安全を確保すべきである。
- ・その際、わが国で一定の土地等の取得を事前に規制しなければ、安全保障上取り返しのつかない事態に陥る可能性が具体的にあるのかどうか(立法事実)も整理する必要がある。
- ・なお、安全保障上の問題については、物理的な危機のみならず、サイバー脅威、情報やデータの防護も含め幅広く捉えることが必要である。

【諸外国の不動産取得規制】

- ・諸外国の不動産取得規制については、以下の3つのパターンに整理できる。
 - ①内外無差別の形で、安全保障等の観点から不動産の取得・利用を規制するケース(イギリス、フランス、イタリア)
※内外無差別のため、GATSとの抵触は生じない。
 - ②外国人に対して、安全保障等の観点から不動産の取得を規制するケース(アメリカ、オーストラリア、韓国)
※GATS上、不動産取得について一定の留保をしている国あり。
 - ③外国人に対して、住宅の取得を規制するケース(カナダ、オーストラリア、韓国、シンガポール)
※各国とも、外国人が居住目的での住宅の取得を規制する場合、GATSが対象とする「サービスの貿易に影響を及ぼす措置」に該当しないと整理している可能性あり。

【マンション等の取得規制について】

- ・マンションの取得については、既に、一般社団法人不動産協会が「1物件あたりの購入戸数の制限」などの投機的取引抑制の取組を開始したところである。実需を伴わないマンション等の投機的取引については、外国人、日本人によらず抑制すべきことであり、取得規制の経済的影响も鑑みると、まずは、不動産協会の取組をフォローすることとする。他方で、不動産価格が高騰する中、汗水を流して働いている国民がマイホームを購入できるようにすることは、政治の役割。政府においては、業界の取組みに任せるとだけではなく、諸外国の取組も参考に、あらゆる施策を総動員して、投機的取引の抑制を検討するべきである。
- ・なお、不動産登記における国籍把握を踏まえ、国土交通省が継続的に実施するマンションの取引実態調査においても、今後、国籍を含む分析が可能となる。その結果も踏まえて、改めて、マンション等の取得規制について検討する。

【安全保障の観点からの土地取得等のルールの在り方】

- ・外国人の土地等の取得に対して、国民から不安の声が上がり、また、わが国を巡る安全保障環境が厳しさを増す中には、安全保障と土地法制に関するPTとして、現行の重要土地等調査法よりも一步踏み込んだ対応が不可欠と考える。
- ・また、今後、風力発電の導入が拡大する見込みの中、多数林立する風力発電設備は、洋上を監視する自衛隊のレーダー等や人工衛星と地上局との間で行われる無線通信に障害を及ぼすおそれがある。このため、防衛・風力発電調整法が制定され、防衛大臣が告示で指定する陸上区域において、風力発電設備を設置する者に、防衛大臣への届出を義務付けるとともに、自衛隊等の使用する電波の伝搬に障害を及ぼす場合、設置者と最大で2年間協議することになっている。なお、設置者と防衛大臣との協議が2年の間に整わない場合には、設置工事に着手することが可能であることから、自衛隊の活動への影響を懸念する声もある。また、一部エリアでの外国系企業による太陽光・風力発電設備の多数の立地への懸念も示されている。このような中、令和7年3月に施行された同

法の運用状況も踏まえつつ、安全保障の観点からの土地取得等のルールの在り方を検討する必要がある。

- ・このため、安全保障の観点から立法事実を整理するとともに、わが国よりも踏み込んだ土地取得等のルールを導入しているイギリス・フランス等の例も参考に、外国人の土地取得等の新たな法的ルールの在り方について、

対象者(内外無差別か、外国人限定か等)、

規制の内容(許可制、審査付事前届出制(※)、立入検査等)、

規制対象となる土地等、

を徹底的に検討し、令和8年早期に具体案をとりまとめることを政府に対して強く求める。

※ 経済安全保障推進法における特定社会基盤事業者の特定重要設備の導入の際や、外為法の対内直接投資審査制度において、事前届出を求め、審査を実施し、その結果、内容変更や中止の勧告・命令が可能となる仕組みがある。

- ・その際、重要土地等調査法の対象となっている国境離島以外の離島の適切な利用と管理を進めることも重要である。国境離島の安定的な管理のため、平成29年3月、無主であった国境離島273島の国有財産化を実施した。私有地を含む国境離島(国等が借り上げて利用している離島等を除く)については、重要土地等調査法の対象となることから、国境離島については、基本的に政府が保全・管理する体制が整った。
- ・他方で、国境離島以外の離島については、未だ無主のケースがある。こうした離島の所有実態の把握を懸念のある地域から開始するなどプライオリティを付けつつ進めるとともに、国境離島同様、無主の場合には、「国土の適切な利用と管理」の観点から、国有財産化を検討すべきである。
- ・併せて、所有者が明確な離島であっても、領土の保全を含む安全保障の観点から必要な場合には、その取引について、ルール化することも含め、何らかの対策をとることを政府に求める。

【土地取得等のルールに留まらない総合的対応の必要性】

- ・安全保障と土地法制に関するPTの最終的な目標は、「国土の適切な利用と管理」である。土地等の所有実態を的確に把握することができれば、仮に、国民の生命・身体・財産を脅かすような土地の取得・利用が明らかになった場合には、政府は、適切に対処する制度的措置を講じることができる。その意味で、土地取得等のルールを整備すれば、「国土の適切な利用と管理」という目標を全て達成できるものではなく、ルール整備はあくまで目標の一部を達成するためのものである。

ア 総合的推進法の必要性

- ・安全保障と土地法制に関するPTの前身である「安全保障と土地法制に関する特命委員会」においては、国土全域において、所有者又は使用権を有する者及び利用目的に関する情報など土地所有等情報の把握及び国民に対する公開を十分なものとするため、現行制度を横断的に俯瞰し、既存の諸制度の活用や各省の更なる取組を促す「総合的推進法」を構想し、平成30年、最終的な案をとりまとめた。

- ・その後、安全保障と土地法制に関するPTでの議論を受け止め、不動産の移転登記の申請時に、登記名義人の国籍を把握するなど、政府において、土地所有等情報の透明性向上の取組が進められた。他方で、条例における地下水採取者の国籍等も含めた採取実態の把握や国境離島以外の離島の所有実態の把握など、取り組むべき課題は山積している。
- ・このため、「国土の適切な利用と管理」という目指すべき方向性や国及び地方公共団体の責務などを定める「総合的推進法」の必要性には何ら変わりがなく、引き続き、検討を進める必要がある。

イ 外国人によるマンション・戸建住宅購入による地域社会への影響

- ・外国人のマンション取得による価格高騰に対する懸念の声に加え、多くの外国人による居住用マンションの購入や、デベロッパーが面的に開発した住宅への外国人の大量入居など、秩序ある地域社会への影響を懸念する声も生じている。
- ・特定の地域に多くの外国人が居住することに伴い、その子供たちの日本語教育や医療保険など各種制度利用の課題が指摘されている。また、在留資格「経営・管理」の下で居住用マンション等を利用し違法民泊等を実施したり、事業実態に疑いが持たれる事案も想定される。

こうした課題については、引き続き、3つのPTが連携しつつ、取り組む必要がある。

第4 おわりに～秩序ある地域社会の実現に向けて～

1. 国家の基本は「国民の安全・安心」と「持続的な発展」

少子高齢化や人口減少が進む中、日本が目指すべき社会は、何よりもまず国民が安全・安心に暮らすことができ、社会・経済が持続的に発展することで、誰もが元気になる社会であり、このような社会を実現するのが当外国人政策本部の使命である。

わが国には、ルールを守り、地域社会の一員として誠実に生活し、働き、活躍する外国人が数多く存在している。一方、訪日外国人旅行者数や在留外国人数の増加に伴い、地域の現場では、治安、医療、教育、住宅環境等、生活の様々な面で課題が顕在化し、国民の不安や不公平感が高まっている。また、インターネット上などでは、外国人に関する様々な情報が更なる不安や不公平感を助長している面も否定できない。国民の不安や不公平感の高まりを解消するとともに治安や安全保障に対する懸念を解消することが課題である。

急速な国際化を踏まえ、わが国が主権国家として、外国人を含めたあるべき秩序・ルールを確立し、外国人政策を、日本社会・経済の更なる成長・発展の礎としていかなければならない。外国人の方々とどう向き合っていくか、まさに今重要な岐路にあり、未来を見据え、外国人政策に真剣に取り組む必要がある。

2. 国民の不安と不公平感に正面から応える

かかる社会情勢の中、安全・安心で、誰もが元気になる社会を創るには、国民が抱く不安や不公平感を解消し、課題解決に向けた取組みを加速する必要がある。

具体的には法やルールに反する行為には厳正・厳格に対処するとともに、これほど急速な国際化を前提としていたなかったルールや制度を社会変化に合わせて徹底的に見直す必要がある。

以上の観点から、本提言では政府に対し、以下の事項等を求めている。

- 不法滞在者ゼロを目指すこと
 - ・JESTA(電子渡航認証制度)の早期導入を着実に実施する(わが党の提言で導入予定を2年前倒し、令和10年度中の導入とした)など、出入国在留DXを一気に進めること
 - ・不法滞在者ゼロプランを強力に推進する(5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・護送官付き国費送還を速やかに倍増・退去強制が確定した外国人(R6末約3,100人)を半減)こと
- 不法就労対策を強力に推進すること
 - ・偽変造在留カード対策や不法就労を助長する者の取締りを強化すること
 - ・雇用主による在留カードの確認や雇用状況届出義務の履行を徹底すること
- 在留資格等の悪用を徹底して防ぐため、実態を踏まえた厳正審査・摘発を行うこと

- ・基準を引き上げた在留資格「経営・管理」について、事業実態がないもの（同一ビルに小規模事務所が集中するケースや民泊営業への悪用等）に対して実態調査と在留申請時の厳正な審査を実施し、一掃すること
- ・「技術・人文知識・国際業務」について、予定されていない業務への従事に関する審査・調査を厳格化すること
- ・「留学」について、資格外活動許可への厳正な対処を行うこと
- ・「永住者」及び「帰化」の審査を厳格化（帰化も原則10年以上の在留に厳格化）し、国籍や永住資格付与の重みと社会的責任のバランスを確保すること
- 在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化を推進すること
- 制度の徹底的な見直しにより、制度の不適切利用等を根絶すること
 - ・外国人による制度の不適切利用を根絶するため、令和9年3月から公共サービスメッシュを活用し、入管庁と関係機関との税・国民健康保険料等のマイナンバー情報連携を行い、上陸審査・在留審査等に反映すること
 - ・医療費不払いへの対策として、令和8年度から医療費未払情報報告システムの登録基準額を20万円以上から1万円以上に引き下げるとともに、令和9年度から対象を中長期在留者に拡大し、在留審査においても活用すること
 - ・悪質な民泊事業者への厳正な処分や規制のための手法を検討するとともに、複数の制度に分かれていることによる差異への対応を検討すること
 - ・公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、外国人の集住により一部の地域で生じている課題を踏まえて、追加的な対応を検討すること
 - ・自治体が被仮放免者等の情報を確実に把握できるよう、入管庁から自治体へ、被仮放免者等の情報をプッシュ型で提供すること
 - ・外免切替により免許を取得した外国人による交通事故を防止するため、免許切替時や更新時の審査と運用を厳格化し、実効性を担保すること

3. 国民の安全保障上の懸念を払拭する

土地関連制度について、徹底した実態把握と、安全保障上の懸念を生じさせない仕組みを確立する必要がある。このような観点から、本提言では、政府に対し、以下の事項等を求めている。

- 安全保障の観点から、外国人の土地取得等の新たな法的ルールの具体案を整備すること
- 国境離島と同様に無主の離島の国有化を検討すること
- 国籍を含むマンション等の取引実態の調査・分析も踏まえ、改めて、取得規制について検討すること
- 国籍情報を含む、各種土地関連台帳情報の一元的データベース化と適切な公開を行うこと
- マネロン・テロ対策と並び、土地等の実質的所有者を把握する仕組みを検討すること

- 自治体条例整備の支援と、地下水採取の実態把握と管理(国籍、採取量等)の枠組みを整備すること

4. 誰もが安全・安心に生活し、活躍できる社会を創る

誰もが安全・安心に生活し、活躍できる社会を創るために、外国人がわが国社会の一員として、日本の文化・ルールを理解し活動できる環境を整備する必要がある。このような観点から、本提言では、政府に対し、以下の事項等を求めている。

- 省庁横断的に、日本語やわが国の制度・ルール等を学習する包括的なプログラムを創設すること
 - ・ 当該プログラムを受講し、その内容を理解していることを在留審査に活用すること
- 来日前・来日後といったステージや、就労者・生活者・子ども等対象に応じた日本語教育を強化・拡充すること
 - ・ 地域の日本語教育体制整備への財政支援を拡充すること
 - ・ 外国人児童急増地域への対応、プレスクールなど初期支援を抜本強化すること
 - ・ ICT の活用を含む学校での指導内容・方法や地域日本語教育に関するガイドラインを作成すること
 - ・ ニーズが増大する登録日本語教員の確保・待遇改善や、認定日本語教育機関の活用を行うこと
- 受入れ環境整備に取り組む自治体への支援を一層充実し、国と自治体が連携して課題に取り組むこと

5. 総合的な基本方針を策定し、司令塔機能を更に強化する

本提言を実効性ある政策に落とし込むには、国・自治体等が外国人政策を遂行する上での指針となる政府としての総合的な基本方針の策定を進めるべきである。政府は一体となり、外国人が集住する自治体への財政支援を含め、自治体支援の充実を着実に進め、国・自治体の連携を一段引き上げる必要がある。その上で、外国人の受け入れの在り方も踏まえ、政策を着実に遂行し得る司令塔機能の更なる強化の検討も開始すべきである。

6. わが国の主権と秩序を守り、国民の安全・安心と、活力ある地域社会、成長する日本を実現する

以上の提言について、まず「速やかに実施すべき」とされている事項は文字どおり速やかに、かつ着実に実行すべきである。また、「今後の課題」とされている事項についても、課題解消に向けて前向きかつ積極的に検討を進めるべきである。

さらに、新たな課題が顕在化した場合には、実態を的確に把握した上で、機動的かつ柔軟に制度の適正化を進め、国民の不安や不公平感に的確に応えるために、着実に実行する。

その上で、外国人政策は、社会秩序を維持する上での重要な要素であるとの認識の下、一度決定した政策を所与のものとすることなく、社会情勢の変化や実態を的確に捉え、これに応じて適切に改善し、常に最善のものとしていくことが求められる。

外国人政策は日本の秩序ある地域社会を維持・発展させるための国家的課題である。日本で生活・滞在する以上、国籍やルーツに関わらず、すべての人が日本の法律や社会ルールを遵守する必要があり、ルールを破った者には厳正に対処していく。国民の安全・安心と公平性を確保し、実効性ある政策を推進することで、わが国の主権と秩序を守り、国民の安全・安心と、活力ある地域社会、成長する日本を実現する。

開催概要

■ 外国人政策本部

- ①令和7年11月11日(火)11時30分
 - ・外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議について
 - ・外国人政策本部の当面の進め方について
- ②令和7年12月24日(水)11時
 - ・3PTの中間とりまとめ案について報告
 - ・特定技能制度・育成就労制度に関する分野別運用方針(案)の検討状況について
- ③令和8年1月20日(火)12時30分
 - ・外国人政策本部提言(案)について
 - ・特定技能制度・育成就労制度に関する分野別運用方針(案)について

■ 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れに関するPT

- ①令和7年11月27日(木)16時
 - ・これまでの政府全体の取組等について
 - ・出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れに関する取組状況について
- ②令和7年12月4日(木)8時
 - ・前回会議を踏まえた報告
- ③令和7年12月19日(金)10時
 - ・外国人政策本部への中間とりまとめ(案)
 - ・特定技能制度・育成就労制度に関する分野別運用方針(案)の検討状況について

■ 外国人制度の適正化等に関するPT

- ①令和7年11月26日(水)16時
 - ・これまでの政府全体の取組等について
 - ・各種制度・運用の利用実態と課題について
- ②令和7年12月5日(金)11時30分
 - ・前回会議を踏まえた報告
- ③令和7年12月19日(金)12時
 - ・外国人政策本部への中間とりまとめ(案)

■安全保障と土地法制に関するPT

①令和7年11月27日(木)11時30分

- ・外国人の土地取得等のルールの在り方を含む国土の適切な利用及び管理について

②令和7年12月3日(水)15時

- ・外国人の土地取得等のルールの在り方について

③令和7年12月18日(木)15時

- ・国籍把握のための制度改正・実態調査結果の報告

- ・外国人政策本部への中間とりまとめ(案)

外国人政策本部(党則79条機関)

令和7年12月17日

本 部 長 新 藤 義 孝

顧 問 有 村 治 子 総務会長
小 林 鷹 之 政務調査会長
古 屋 圭 司 選挙対策委員長
小 野 寺 五 典 安全保障調査会長

本部長代理 中 谷 元 田 村 憲 久 石 田 真 敏
柴 山 昌 彦 稲 田 美 永 岡 桂 子
葉 梨 康 弘 木 馨 祐 齋 藤 健
鶴 保 康 鈴 木 馨 祐 齋 藤 健

副 本 部 長 笠 川 博 義 外国人制度の適正化等に関するPT座長
山 下 貴 司 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れに関するPT座長
北 村 経 夫 安全保障と土地法制に関するPT座長
自 見 はなこ 外国人制度の適正化等に関するPT事務局長

常 任 幹 事 井 出 庸 生 國 場 幸 之 助 宮 内 秀 樹
穂 坂 泰 上 月 良 祐 滝 波 宏 文 進 藤 金 日 子

幹 事 長 谷 川 淳 二 内閣第一部会長 松 川 る い 内閣第二部会長
本 田 太 郎 国防部会長 鈴 木 英 敬 総務部会長
武 村 展 英 法務部会長 高 木 陽 啓 外交部会長
こ や り 隆 史 財務金融部会長 澤 中 一 厚 文部科学部会長
鬼 木 誠 厚生労働部会長 野 史 明 農林部会長
船 橋 利 実 水産部会長 小 林 太 郎 経済産業部会長
加 藤 鮎 子 國土交通部会長 山 田 太 郎 環境部会長

事 務 局 長 鈴 木 英 敬(兼)

事 務 局 長 代 理 勝 目 康 神 田 潤 一

事 務 局 次 長 小 林 孝 一 郎 若 井 敦 子

1. 出入国・在留管理の適正化・外国人受入れに関するPT とりまとめ 概要

令和8年1月20日

基本的考え方

- 外国人政策は、「日本社会・経済の更なる成長・発展」に関わる国家的テーマであり、その検討にあたっては、国民と外国人の安全・安心の確立や外国人との秩序ある地域社会の創造を目指すべき
- 訪日外国人旅行者数と在留外国人数のいずれもこれまで最高に達しており、外国人の増加に伴い生じた様々な課題を適切に把握した上で、時代の変化に即した出入国・在留管理制度の適正化を進めていく必要がある
- 省庁間の連携や自治体との連携を強く意識・強化しながら、出入国・在留管理制度の適正化等を進めていく必要がある

第1. 出入国管理DXの推進を含む出入国管理の適正化

- 速やかに実施すべき
- ✓ 電子渡航認証制度（JESTA）のシステム開発と2028年度中の導入
- 今後の課題
- ✓ JESTAの事前チェックを通じた厳格な審査と入国審査待ち時間の大幅な削減
- ✓ 短期滞在者の情報を一元的に管理、在留管理DXと併せて、不法滞在者の迅速かつ的確な把握等に活用
- ✓ 難民等認定手続のDXの推進による審査手続の迅速化・効率化

ウ 外国人雇用状況届出制度の運用改善について

- 速やかに実施すべき
- ✓ 事業主における在留カード等読み取りアプリケーションの使用の徹底
- 今後の課題
- ✓ 在留管理DXの推進等と並行して、手続の在り方を検討

(2)在留資格等について

各在留資格について、許可数の動向等のほか、外国人の在留実態について的確に把握した上で各施策の検討が必要

ア 特定技能制度及び育成就労制度による適正な受入れ

- 速やかに実施すべき
- ✓ 育成就労制度の関係省令等の周知・広報、運用開始に向けた着実な準備
- 今後の課題
- ✓ 地方の受け入れ機関に対する配慮施策の着実な実施
- ✓ 受入れ対象分野の更なる省人化の取組や国内人材確保の取組の強化
- ✓ 必要に応じた受け入れの停止や受け入れ見込数の再設定等の不断の検討

イ 在留資格「経営・管理」に係る適正化

- 速やかに実施すべき
- ✓ 実態調査等を行うことによる厳格な審査の実施
- 今後の課題
- ✓ 関係機関との情報連携を強化しながら実態の把握に努めるとともに、国税の納税状況等に関する情報連携の拡充等を検討
- ✓ 許可基準の改正後の運用状況も踏まえた在留資格「経営・管理」に係る更なる改善方策の検討

第2. 在留管理の一層の適正化

(1)在留管理の在り方等について

ア 在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化

- 速やかに実施すべき
- ✓ 特定在留カード等の運用開始(R8.6)及び普及促進に向けた積極的な施策の実施
- 今後の課題
- ✓ 在留外国人に特定在留カード等を原則取得させる方策の検討

イ 在留管理DXの推進等

- 速やかに実施すべき
- ✓ 公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる情報連携と厳格な審査
- 今後の課題
- ✓ 審査業務の効率化や情報分析による在留活動の効果的な把握等

第2. 在留管理の一層の適正化

ウ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る適正化

- 速やかに実施すべき
- ✓ 活動状況を調査し、審査の厳格な運用を行うとともに、許可の在り方を検討
- 今後の課題
- ✓ 受入れ機関の責任の在り方を含めた専門的な業務への従事を確保する方策の検討

エ 在留資格「留学」に係る適正化

- 速やかに実施すべき
- ✓ 留学生が複数の稼働先で資格外活動を行っている場合等について教育機関と連携した実態把握や指導
- ✓ 所得情報を活用した資格外活動違反の調査に係る運用の検討
- 今後の課題
- ✓ 実態等を踏まえた資格外活動許可及びその管理の在り方の検討

オ 在留資格「永住者」の在り方の検討

- 速やかに実施すべき
- ✓ 実態調査を行った上で、審査の厳格な運用を行うとともに、許可の在り方を検討
- ✓ 在留資格取消しのガイドラインの策定及び運用開始の準備
- 今後の課題
- ✓ 独立生計要件や国益要件の見直し、日本語能力要件の追加を含め検討
- ✓ 在留資格取消しの運用開始に向けた必要な準備、取消事由の範囲の拡大を含めた検討

カ 帰化の厳格化の検討

- 速やかに実施すべき
- ✓ 永住許可との整合性も勘案した、厳格化のための審査の在り方の検討

キ その他の在留資格の在り方等

- 速やかに実施すべき
- ✓ 外国人の資格該当性のない業務への従事を防ぐ方策を検討
- ✓ 犯罪行為を行った外国人への在留審査の厳格化
- ✓ 機密技術流出防止のため、留学生・外国人研究者等の受入れの審査強化等
- 今後の課題
- ✓ 実態等を把握し、在留資格や資格外活動許可の在り方を更に検討
- ✓ 高度人材ポイント制の在り方についても検討

第3. 不法滞在者の厳格な取締り等

(1) 不法滞在者ゼロプランの強力な推進等

- 速やかに実施すべき

【入国管理】

- ✓ JESTA導入に向けたシステム開発
- ✓ 航空会社との連携等によるわが国にとって好ましくない外国人の入国を阻止するための取組の強化の検討
- ✓ 退去強制が確定した外国人が多い国への働き掛けを踏まえ、一層厳格に対応

【在留管理・難民審査】

- ✓ 難民等認定申請の早期かつ迅速な処理体制の整備、体制の強化

【出国・送還】

- ✓ 速やかな送還実施のため必要な体制の整備、強化
- ✓ 旧法に基づく仮放免について、送還等により長期化を防止、監理措置への移行を積極的に推進、監理人・被監理者による入管法違反等への厳格な対応

【不法就労対策等】

- ✓ 在留カード等読み取りアプリの機能充実による、不法就労対策等の強化
- ✓ 不適正ヤードについて悪質な法令違反が認められる場合、事業許可の取消等を検討するなど、関係機関間の連携を強化
- ✓ 被仮放免者・被監理者に関する相談窓口を地方自治体に周知し、地方自治体から相談を受けた際は、相談内容に応じて必要な調査を行うなど適切に対応

○ 今後の課題

【在留管理・難民審査】

- ✓ 誤用・濫用的な難民認定申請に対する厳正な対応を強化・充実
- ✓ 2026年中に新規受理した難民認定申請の平均6か月以内の処理、全体の平均処理期間を5年以内に確実に6か月に短縮

【出国・送還】

- ✓ 護送官付き国費送還の速やかな倍増と退去強制が確定した者の5年以内の半減

【不法滞在者対策等】

- ✓ 短期滞在者の情報の一元的な管理と不法滞在者対策に活用する環境の整備、効果的・効率的な不法滞在者の摘発
- ✓ 市民の相談等に迅速かつ効果的に対応する体制や相談を基に取締り等を行う体制の整備を検討

第3. 不法滞在者の厳格な取締り等

(2) 外国人犯罪への対応

- 速やかに実施すべき
- ✓ 警察における、部内通訳人の育成、部外通訳人の拡充等
- ✓ 訪日外国人旅行者への日本の法令やマナー等の周知
- ✓ 技能実習生や留学生等への日本の法令やマナー等に関する情報提供

第5. 外国人政策の推進のための基盤整備

(1) 在留許可手数料の見直し等

財源確保のほか、出入国在留管理行政を担う職員の増員・地方入管局の組織拡充を含む体制強化

- 速やかに実施すべき
- ✓ 令和8年度中の在留許可手数料の見直し・引上げ
- ✓ 主要国の水準等を考慮したJESTAの手数料の適切な設定

(2) 査証手数料の見直し

- 速やかに実施すべき
- ✓ 令和8年度中の査証手数料の見直し・引上げ

第4. 秩序ある地域社会の実現に向けた受入環境整備

- 速やかに実施すべき
- ✓ 日本の制度や生活マナーのアウトリーチ型での試行的な情報発信
- ✓ 地域の外国人受入環境整備に必要な取組・情報を集約して自治体向けに提供
- 今後の課題
- ✓ FRESC型窓口の地方展開など相談窓口等の更なる体制の整備
- ✓ 国及び自治体の関係機関が連携して相談等に対応する体制等の整備を検討
- ✓ 在留外国人を対象とする日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設と内容の理解を在留審査の要素としてることの検討
- ✓ 上記プログラムへの認定日本語教育機関等の活用を見据えた日本語教育環境の整備の検討

第6. 外国人の受入れの基本的な在り方の検討

○ 今後の課題

- ✓ 外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、政府全体での検討を推進し、受入れに関する基本的な考え方を提示
- ✓ 外国人の受入れに当たっての国、地方自治体や受入れ機関等との役割分担、「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格の外国人の受け入れ上限数を設定することの是非等を含めた総合的な検討
- ✓ 「在留管理の適正化」・「在留資格の在り方の検討」の一層の推進や諸制度の適正化の実施状況・成果等も踏まえての検討

2. 外国人制度の適正化等に関するPT とりまとめ 概要

令和8年1月20日

基本的考え方

- 日本人と外国人の双方が共に安心した生活を送ることを目指し、政府は、自治体と一緒に課題に対応するとともに、わが国の制度が対応していないところは早急に改め、同時に、外国人に対するわが国の文化の理解や社会生活のルールの明確な提示、その習得への環境整備などの支援が必要

第1. 在留外国人情報の適切な連携管理・受入環境整備等

1. 在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 特定在留カード（一体化したカード）等の運用開始、普及促進施策
- 今後の課題
 - ✓ 原則として特定在留カード等を取得するための方策を検討
 - ✓ 受入機関の責務も含め、マイナンバーカードを取得するための方策を検討

2. マイナンバーを活用した関係機関による情報連携の更なる活用

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 公共サービスメッシュを活用した入管庁と他機関とのマイナンバー情報連携
- 今後の課題
 - ✓ 悉皆調査結果を踏まえた、入管庁と他機関との更なるマイナンバー情報連携等

3. 在留外国人に対する日本語教育・ルール・制度等の理解促進・強化

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 各種動画の作成・公表
 - ✓ 制度やマナーをアウトリーチ型で情報発信する取組を試行実施
- 今後の課題
 - ✓ 受入れ環境整備に取り組む自治体への支援の充実
 - ✓ 国・地方公共団体間の連携の強化、相談窓口等の更なる体制整備
 - ✓ 日本語やわが国の制度・ルール等を学習するプログラム（以下「プログラム」）を創設するため、在留外国人の各段階等において必要な取組を調査・検討するとともに、省庁横断的に実施、在留審査の考慮要素とすることを検討
 - ✓ 外国人の受け入れによって裨益する受入機関が果たすべき役割の明確化

4. 被仮放免者等の情報共有

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 警察から入管庁への被仮放免者等に係る条件違反等の情報提供
 - ✓ 入管庁が把握する被仮放免者等の情報を自治体に対してプッシュ型提供
 - ✓ 入管庁の相談窓口を地方公共団体に周知
- 今後の課題
 - ✓ プッシュ型で提供した情報の利用実態等や地方公共団体が抱える問題の把握等を踏まえ更なる対応を検討

5. 外免切替の厳格な運用等

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 交通違反・事故に関して、入管庁への被仮放免者等に係る条件違反等の情報提供
- 今後の課題
 - ✓ 外免切替や免許証更新時の厳格な運用を徹底、海外調査や交通事故実態等を踏まえ、更なる外国人運転者による適正な運転の確保の方策を検討

第2. 日本語習得・学生・教育関係

1. 各ステージと対象者における日本語習得について

(1) 来日前の日本語教育

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 育成就労制度に係る新試験の開発、現地日本語教師育成等、JFT-Basicの対応
 - ✓ 海外における日本語教育導入・普及促進支援事業を強化
- 今後の課題
 - ✓ 育成就労制度開始に向け、海外の日本語教育活動を引き続き支援
 - ✓ 現地日本語教師育成のための各種研修事業を重点に実施

(2) 大人（労働者）に対する日本語教育

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 育成就労制度における日本語講習モデルカリキュラムの開発・普及促進
- 今後の課題
 - ✓ 育成就労制度施行後の認定日本語教育機関等による日本語講習の円滑な運用

第2. 日本語習得・学生・教育関係

1. 各ステージと対象者における日本語習得について

(3) 大人（生活者）に対する日本語教育

- 速やかに実施すべき
 - ✓ オンライン日本語学習教材の充実
 - ✓ 就労現場のニーズの多様化に応じた教育カリキュラム編成・質向上を支援
 - ✓ ポータルサイトを整備し登録日本語教員のマッチング促進
 - ✓ 地域的な重点化も含めた体制整備に要する自治体への財政支援を一層拡充
- 今後の課題
 - ✓ プログラムにおける活用を見据えた日本語教育環境整備
 - ✓ 地域日本語教育に関するガイドラインの作成
 - ✓ 「日本語教育の参考枠」活用

(4) こどもに対する日本語教育

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 「プレスクール（仮称）」（初期支援）の方策を検討・提示、拡充
 - ✓ 初めて指導に携わる教師等向けの研修動画等の一元化、掲載教材等の充実
 - ✓ ICTや生成AIの活用も含めた指導内容・方法等のガイドライン提示
 - ✓ 外国人児童生徒等教育アドバイザーによる新規取組開始自治体への伴走支援等
 - ✓ 日本語指導補助者等への支援の拡充等、自治体への財政支援等を拡充
- 今後の課題
 - ✓ 自治体ニーズに応じた支援を一層推進、全国的に教育水準の維持・向上を図る

(5) 日本語教師の養成

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 養成課程や研修の充実
 - ✓ 試験CBT化の試行試験等、大幅な増が必要となる登録日本語教員の確保・活用促進
- 今後の課題
 - ✓ 外国人児童生徒に対する教育など、留学生の受け入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策について検討
 - ✓ 登録日本語教員の待遇改善

2. 外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等を指定・公表
 - ✓ 経営に課題を抱える大学等について、在籍管理の適正性も注視し指導等を強化

3. 外国人学校に対する支援に係る運用の適正化

- 今後の課題
 - ✓ 補助金等の実態調査・公表等を通して、適正かつ透明性のある執行確保を促進
 - ✓ 新たな就学支援金制度に関して、三党合意に基づき必要な見直しを実施

4. 就学援助制度の運用の見直し・適正化

- 今後の課題
 - ✓ 関係省庁が保有する外国人情報との連携の在り方等を検討

第3. 外国人の税・社会保障・医療関係

1. 外国人の税・社会保険料等の情報共有・連携

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 国民健康保険料・国民年金保険料の納付情報・地方税の課税情報のマイナンバー連携
 - ✓ 国税の納税義務違反があった在留外国人情報について、提供対象範囲の拡充等
- 今後の課題
 - ✓ 国税の納税情報等の連携により、在留審査等に活用する仕組み
 - ✓ 地方税の納税情報の連携により、在留審査等に活用する仕組み

2. 国民健康保険料の収納対策・保険適用の在り方等の検討

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 入管庁が行政機関等から未納付情報の適時適切な提供を受けるためのシステム改修等、未納付情報を在留審査に有効活用するなど未納防止に必要な仕組みを構築
 - ✓ 健康保険に係る国籍・在留資格情報等のマイナンバー連携を実施の上、国が保険者に対して、外国人の医療費等の情報について報告を要求
- 今後の課題
 - ✓ 諸外国の外国人への医療保険の適用の在り方等を調査の上、必要な対策を検討

3. 医療費不払への対応

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 医療費未払情報報告システムの登録基準額引き下げ対象を中長期在留者に拡大
- 今後の課題
 - ✓ 入国情から民間医療保険への加入を求めるための制度的な取組を検討
 - ✓ JMIP認証医療機関等の拡大に向けた目標設定、効果的な方策検討

4. 児童手当の適正化

- 速やかに実施すべき
 - ✓ 出入国関連情報のマイナンバー連携
- 今後の課題
 - ✓ 各自治体における不適切事案調査結果を踏まえた必要な対応策の検討

第3．外国人の税・社会保障・医療関係

5．出産育児一時金（海外療養費）への対応

○速やかに実施すべき

✓ 出産育児一時金及び海外療養費の適正化に向けた対策等の周知

6．脱退一時金と社会保障協定

○速やかに実施すべき

✓ 再入国許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない規定を創設した改正法の施行

○今後の課題

✓ 在留外国人の多い国々との交渉等を含め社会保障協定の締結推進

7．生活保護制度の運用の適正化

○今後の課題

✓ 国籍・在留資格等のマイナンバー連携、不適切利用を防ぐための入管行政との連携

8．感染症予防と健康診断

○速やかに実施すべき

✓ 予防接種記録や健康診断の受診結果などの提出の義務付けについて、感染症のまん延防止と自国の医療への負担という観点から、他国の状況を調査

○今後の課題

✓ 入国前結核スクリーニング制度の更なる展開

✓ 調査結果を踏まえ、入国要件として健康診断受診結果等を求める検討

9．土葬に関する整理・検討

○今後の課題

✓ 年度内に実情調査の上、墓地経営の許可の事務等を滞りなく行う観点から必要な整理・検討を行う

10．租税条約の見直し

○今後の課題

✓ 外国人留学生等の給与の免税規定を有する条約の改正を働きかけ、適切に見直す

第4．その他

1．公営住宅・UR賃貸住宅等への外国人の入居

○速やかに実施すべき

✓ 全ての事業主体につき、入居時の確認方法等について把握するための調査

○今後の課題

- ✓ 今後の新規入居者について、国籍等を把握することを検討
- ✓ 調査結果や外国人が多く居住することで一部の地域で問題が生じているとの指摘を踏まえ、追加的な対応を検討
- ✓ 日本語による円滑なやり取りが可能な緊急連絡先等の登録を求める検討

2．民泊・オーバーツーリズムへの対応

(1) 民泊（住宅宿泊事業・特区民泊・簡易宿所）

○速やかに実施すべき

- ✓ 行政の「民泊制度運営システム」を拡充し、各種民泊データの一元管理を実現
- ✓ 上記データを仲介サイトを連携させて仲介サイトからの違法民泊の削除を実現

○今後の課題

- ✓ 不適切な事業者への厳正な処分や地域の実情に応じた規制のための環境整備
- ✓ 警察・入管行政との連携確保のために講すべき措置について検討
- ✓ 宿泊事業者側のデジタル化も進め、民泊全体でのDX化推進方策を検討
- ✓ 民泊が複数の制度が分かれていることによる差異への対応方策を検討

(2) オーバーツーリズム

○速やかに実施すべき

- ✓ 地域の実情に応じたオーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化
- ✓ 特定の都市・地域への集中の是正と分散の推進

○今後の課題

- ✓ 取組の裏付けとなる安定的な財源を確保するため、国際観光旅客税を引上げ
- ✓ 一部地域で生じているオーバーツーリズムへの点的な取組に加えて、地方誘客を促進することにより、観光客の流れそのものを構造的に変革、その際、新たな問題を生じさせないよう、都道府県レベルで対策を講じる体制の構築

第5．日本人と外国人の双方ともに安心した生活を送るための不断の検討・司令塔機能の強化

- ✓ 今後の新たな課題に対する機動的かつ柔軟な対応
- ✓ 政府の司令塔機能の更なる強化、既存の政府方針の見直し
- ✓ 国・地方自治体・関係機関の連携強化、相談窓口や支援体制の充実

3. 安全保障と土地法制に関するPT とりまとめ 概要

令和8年1月20日

基本的考え方

- 国土全域において、土地所有等情報の把握及び国民に対する公開を十分なものとする必要
- 國際約束を精査し、新たな土地取得等のルールの在り方について検討

第1. 土地所有等情報の透明性向上

○ 実施中

- 本PTでの議論を踏まえ、政府の取組が大きく前進
- ✓ 不動産の移転登記申請時の国籍把握（R8年度早期）
- ✓ 森林法の届出者（個人）の国籍把握（R8.4）
- ✓ 森林法・重要土地等調査法・国土利用計画法の届出者（法人）の主たる役員等の国籍把握（R8.4）
- ✓ 外為法の国外居住者による不動産取得の報告対象拡大（R8.4）
- ✓ 多額の現金による不動産取得の事例が指摘される中、不動産取得に係るマネロン対策を強化（R8.4）

○ 今後の課題

- 法人の実質的支配者の把握、ストックベースでの国籍把握
- ✓ FATF（金融活動作業部会）対応審査との連携
- ✓ 不動産登記の名義人情報を活用し、ストック情報を試算

第2. 土地所有等情報の公開性確保

○ 実施中

- 行政機関等が不動産登記情報にオンラインでアクセスできる不動産ベース・レジストリを整備（R9年度以降）

○ 今後の課題

- 土地所有等情報の一元的データベース化と適切な公開
- ✓ 不動産ベース・レジストリを一元的データベースとして機能させ、行政機関や国民が適切にアクセスできる仕組みを構築
- ✓ 国籍情報は機密なため、アクセス範囲等を丁寧に検討

第3. マンション取引実態の把握

○ 実施済

- 大都市部の新築マンションの短期売買、国外からの取得に関する実態調査。不動産協会において、投機的取引抑制のための取組方針を決定

○ 実施予定・今後の課題

- 国外居住者ではなく、国内居住外国人の実態把握を実施
- ✓ 登記の国籍把握を踏まえ、外国人による取得を把握
- ✓ マンション管理ルールに関する多言語パンフレット

第4. 地下水採取に関する実態把握

○ 実施済

- 地下水条例、外国人等による地下水採取の事例を調査

○ 実施予定・今後の課題

- 許可・届出等を課す条例の拡大と国籍把握
- ✓ メディアやSNS等で発信される懸念について情報収集、事実確認、必要に応じて対応策を検討
- ✓ 土国全域の実態把握のため、統一的な考え方による実態把握（国籍・採取量等）の枠組み検討
- ✓ 自治体による条例執行の支援
- ✓ 国籍把握の必要性について政府の基本的考え方を検討
- ✓ 法人の実質的支配者の把握強化の取組と連携

第5. 外国人の土地取得等のルールの在り方

(1) 本PTでの議論の整理

- 土地取得等のルールの在り方について、安全保障と土地法制PTで出された意見を以下の3つに類型化
 - ① 安全保障の観点から、防衛施設の周辺地域や離島等においては、土地等の取得規制が必要ではないか
 - ② 諸外国の規制を参考にわが国の規制の在り方を検討してはどうか
 - ③ 外国人による投機的取引の実態把握や抑制、マンション等の取得規制に踏み込んだ検討が必要ではないか

(2) 安全保障の観点からの検討

- 経済取引の自由とバランスさせつつ、わが国の領域、国民の生命・身体・財産を守る
- サイバー脅威、情報・データ防護も幅広く捉える

(3) 諸外国の不動産取得規制

- 諸外国の不動産取得規制を3パターンに整理
- ✓ 安全保障の観点から内外無差別に規制（英仏伊）
- ✓ 安全保障の観点から外国人対象に規制（米豪韓）
- ✓ 外国人への住宅取得規制（加豪韓星）

(4) マンション等の取得規制について

- 汗水流して働く国民のマイホーム購入を可能に
- ✓ 諸外国の取組も参考に、あらゆる施策を総動員し投機的取引の抑制を検討
- ✓ 国籍を含む分析結果も踏まえ、取得規制を検討

(5) 安全保障の観点からの土地取得等のルールの在り方

- 現行の重要土地等調査法より踏み込んだ対応が不可欠
- 防衛・風力発電調整法では、自衛隊等の電波に障害を及ぼす場合に国と協議が必要だが、協議不調の場合は設置が可能。外国系企業による太陽光・風力設備の多数立地への懸念の声もある。同法の運用状況も踏まえつつ、安全保障の観点からの土地取得等のルールの在り方を検討。
- 具体的な懸念（立法事実）を整理し、英仏等の例を参考に、以下を徹底的に検討し、令和8年度常会中にとりまとめ。
- ✓ 対象者（内外無差別、外国人限定 等）
- ✓ 規制内容（許可制、審査付届出制、立入検査 等）
- ✓ 規制対象となる土地等
- 国境離島以外の離島（※）について、プライオリティを付けて所有実態を把握。無主の場合には国有財産化を検討。また、安全保障上必要な場合は取引ルール化を含めて検討。
※無主の国境離島273島は国有化済（平成29年）

(6) 土地取得等のルールに留まらない総合的対応の必要性

- ① 総合的推進法の必要性
- ✓ 国土の適切な利用と管理という目指すべき方向性や国・地方公共団体の責務等を定める総合的推進法の検討が必要
- ② 外国人によるマンション・戸建住宅購入による地域社会への影響
- ✓ 特定地域への外国人の集住に伴う日本語教育や各種制度利用の課題について、他PTと連携して考え方を整理